

参議院公害対策特別委員会(第六十三回閉会後) 会議録第六号

昭和四十五年十月九日(金曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

十月九日

辞任

奥村 悦造君
木島 義夫君
青木 一男君

補欠選任

山下 春江君
丸茂 重貞君
高橋文五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

占部 秀男君

内田 善利君

川上 為治君

高橋文五郎君

山下 春江君

渡辺一太郎君

杉原 一雄君

小平 芳平君

片山 武夫君

須藤 五郎君

中原 武夫君

西川 喬君

滝沢 正君

曾根田郁夫君

加賀山国雄君

増田 甚平君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

経済企画庁審議官

厚生省公衆衛生局長

厚生省環境衛生局長

農林大臣官房技師審議官

食糧庁業務部需給課長

通商産業省鉱山

石炭局長

通商産業省公害

保安局長

通商産業省公益

事業局長

工業技術院総務

部長

運輸省港湾局長

自治大臣官房参

事官

本田 早苗君

荘 清君

柴崎 芳三君

馬場 一也君

成田 寿治君

栗栖 義明君

立田 清士君

本日の会議に付した案件

○公害対策樹立に関する調査

(大気汚染及び水質保全対策等に関する件)

○委員長(占部秀男君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

公害対策樹立に関する調査を議題とし、昨日に引き続き大気汚染及び水質保全対策等に関する件について質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○杉原一雄君 きょうの午前の私の質問、午後の小野委員の質問等の中で、通産大臣の住民運動に対する批判が明らかにされたわけですが、その中で特に情緒に流れる公害反対ということを問題に提起したわけですが、また逆に住民はきわめて情緒に弱いわけですから、火力発電があるいは原子力発電が各地に計画がされ、進められようとする過程で、かなり熱烈な拒否闘争、反対闘争が盛り上がっていることは御承知のとおりですが、その中で逆に地方自治団体の責任者なりあるいは計画を進めようとする側から、こういうことは最後のきめ手に出てまいります。それは、君たちは火力発電の開発などにそのように反対するけれども、電気

が要らないのか、こういう逆のことが浴びせられた場合に、地域住民は辟易してしまうのであります。それは住民の諸君がやはり電気に対しての今日の家庭の需要は申すに及ばず、電気というものが、しかし、私はそのような情緒でなく、きょう冒頭に電力開発計画がどのように住民の反対があるにもかかわらず、是非でも進めなければならぬ開発計画そのもの持っている社会的な、あるいは国家経済の発展の一つの構想の中から進められなきやならない理由等についてお伺いをしていきたいと思っております。

その次には、しかし反対が起こると、それはなぜだろうか。しかし反対があったからやめられないのが今日の政府の考え方だろうと推定されますから、それはどうしてそのことについて住民を説得し、問題を解決していくのか、その方法等について、きょう最後の段階で明らかにしていきたい、このように思います。

そこで第一点として、電力の今日の需要供給の関係、それは一体どういう状態になっているのか、その内容を分けて考えるならば、第一点として、水力、火力、原子力が今日の現状ではどれくらいの供給能力を持っているのか、それに対応して需要の側から見て、大企業、小企業、つまり大口需要、小口需要、あわせて先ほど対象になる住民の皆さんが電灯なりテレビを見るという意味に使う電力、それで最後にその需要の中で若干の変更にとか、いろいろの条件に備えての予備、そうしたものがどの程度確保されているか、大まかな数字でございいたしますから、ここで明らかにしていただきたいと思います。

○説明員(荘清君) 電力の全国的な需給の問題につきましては、実は公益事業局長が直接参りまして委員会でも詳細御説明する手はずをつけておりました。いま呼んでおりますので、まことに恐縮

でございますが、資料私手元にございませぬので、さよう至急取りはからいますので、御了承を得たいと存じます。

○杉原一雄君 そうしますと、第二段の長期の電力の需要供給の見通しの問題につきましても、これは回答はいただけないわけでしょうね。同様でございいたしますか、質疑のままで留保するわけでございますか。

○説明員(荘清君) 同様でございます。

○杉原一雄君 それでは第三点の問題につきましても、見通しの基礎になるもの、それはばく然たるものでなく、通産大臣が言っているように、合理的な計画、ビジョンがあるはずでありますから、この問題につきましても、その方がおいでになるまで答弁を保留すると、こういうことですね。ちょっと私は次の論理を展開する場合に非常に都合が悪いのであります。すみやかに手配をとっていただきたい、これは私きょう突然質問しているはずではないはずですから、誠意を持って連絡関係に明らかにしておいたはずでありますので、冒頭この手配がおくれたことを非常に残念に思います。

それからこのようにして、いま申し上げたような電力開発の計画が、あるいは新全総なり新経済社会発展計画なり、それに従って行なわれているものだと、前提としてそれを承認いたしました、内容は後ほど答弁を求めます。

で、そのような前提があつて、国家として、あるいは企業として、地域団体として必要な電力の問題であつて、国は電力開発計画を進めているわけでありまして、しかしそれを阻害するもの、きょう申しましたように、富士川の右岸で戦いがあつた。そうしてそれが富士川の左岸に移つた。まさに源平の戦いが富士川をはさんで左岸と右岸とで戦われ、いま中止の状態になつている。私は北陸であります、かつて基地闘争で激しい戦い

きのうも山中長官がおいでになる間に、電源立地調整法の問題を質問し、通産のほうから答弁をいただいたわけですね。この中で非常に私気がかりになることは、地方にも審議会をつくるのだという話なんですね。その審議会のメンバーですね。——聞けばいいんですが、時間がありますからね。——私の入手した情報では、あるいはそのプロックの通産局長、関係する国の機関の長——これはどういう意味かわかりませんが、——都道府県知事あるいは地域の市町村長代表、それから学識経験者、電力会社の社長、電気の需要者の代表その他とあるわけですね。これは全部で八名ほどの構成ですか、それともそれぞれが複数であるか、私わかりませんが、そうした構想はかなり固まっていますか、お聞きしたいと思えます。

○説明員(馬場一也君) 昨日も先生にお答え申し上げましたように、電源の立地難を解消いたしましたために、いろいろ具体的に地元におきまして、電力のほうからいろいろ電力のほうの需給事情を御説明申し上げる、それから地域の側から、——主としていまの立地難の問題は、いわゆる公害対策が十分行なわれ得るかどうかが、発電所ができたときにその地域に非常な大気汚染が起きるのではないかどうかという御心配が主でございますから、そういう地域側からの御事情も十分承る。こうして両者話し合いの場をつくりまして、ひとつ電気の需給をスムーズにし、かつお互い納得の上で十分公害対策の講ぜられるようにして立地を円滑にしていきたい、こういうのが趣旨でございます。したがって、そのための話し合いの場といたしまして、一応ただいま仰せになりましたような構成の協議会を各地域ごとに必要に応じましてつくったらどうか、こういう構想を現在われわれのほうで考えておるわけでございます。この協議会をいわれる事実上、たとえば各通産局がそれらの方々をお呼びいたしましたして実際上行なうということであれば、これは必ずしも法律をつくらなくてもできるわけでございますし、あるいはそういうものを少し構成その他あるいはどういふことを

議論するということをも少し統一してやりやすために、各地域ごとにばらばらのやり方でいろいろなことを議論するのだというのをきめるかどうかということもできません、あるいはきめると強い形にしようと思えば、たとえば立地調整法というような法律をつくりまして、その法律に基づいて各プロックごとの協議会というようなかっこうでこれを構成することもできるわけでありまして、そのどのやり方でやれば一番いいであろうかというように、われわれのほうで目下詰めておる、法律返すことも含めまして詰めておる。ただ繰り返して申しますように、必ず法律でもってそれを返すのだということにきめたわけでもございません。そういう状況でございます。

○杉原一雄君 それでいま検討中ということですが、けれども、どの程度の権限をこの審議会に与えるかによって構成は違わなければならぬと思うのでありますから、労働関係調整法のように、中労委なり地労委なり三者構成になるという形の中にやはり調整というものの厳正を期することが可能だと思えますが、いま申し上げましたデータでは、これがほんとうのものかわかりませんが、いまでも、いま馬場局長の答弁の中でもその点はあいまいであるようですから、私詰めの段階でほんとうに調整するような権限を付与するということがなれば、この構成についてはもっと厳正な形で、——県知事も出ました、会社の社長も出ました、それまでであら側でね、そういう形では調整にならない。これは押しつけどというふうな形になりますから、この審議会の構成については十分の御検討をいたしてください。これは結局国会に出ますから本番でまた論争することを保留いたしますが、作業過程において十分の留意をしていただきたい、この注文をつけておきたいと思えます。

委員長からいま注意がございましたが、公益事業局長の出席もありまして、先ほど申し上げましたことを繰り返しませんから、御連絡があったか

と思えますから、おのおのあげていま三つまで私申しましたが、三つまで御答弁いただきます。○説明員(馬場一也君) 先ほど私おかれて出てまいります前に先生のほうから電力の需給について御質問のございました事項、いま伺いますと、現在における水力、火力、原子力別の現在の供給能力と申しますか、現在の出力がどうなっておるかという問題、それから二番目に、現在のいわゆる供給予備力と申しますかそれがどうであるか、今後どういふ見通しになるであろうかというものが第二期に需給の長期見通しといえますか、そういうものについて三点御質問があったように伺っておりますので順次お答え申し上げます。

これは、現在の出力でございますが、ことしの四十五年、現在四十五年でございますけれども、現在正式に手元に持っておりますのは四十四年、つまり四十五年の四月にわたる時点、四十五年当初と申しますか、あるいは四十四年度末と申しますか、本年度当初の能力で申し上げます。これです。申し上げますと、全国を合わせまして水力が千八百九十九万キロワット、これは出力でございます。それから火力が三千三百五十五万キロワット、それから原子力が五十万キロワットということになっております。パーセントは全体を一〇〇といたしますと水力が三五％、火力が六四％、原子力が一％というものが四十四年度末における公式の出力でございます。むろんそれから半年たちましたので、今日におきましてはそれぞれ出力がふえておるわけでございますが、まだ現在時点におけるいまの出力が幾らであるのかというところは現在手元に持っております。本年度当初における出力はそういう現状になっております。それから現在の予備力でございます。これは大体この予備力を計算いたしますときには、ことしの八月に一番全国的に需要のピークが出ますので、その八月のピークにおいて予備力が幾らあったかというのを見る通例になっておりますので、八月の状況で申し上げますが、ことしの八月におきましては供給

力、これは供給力、需要に對しまして、予備力は全国的に三・四％という状況でございます。それから今後の見通しということでございますが、資金年度について見ますと、これは今後どのくらい、要するに発電所ができるかということによって左右されるわけでございますが、いすれにいたしまして、来年、再来年度の出力は、現在建設中のものでも来年、再来年できるものはきまっております。動かすことはできませんが、来年、再来年について申しますと、来年の夏は現在の需要見通しから申しますと、全国を平均いたしまして〇・一％のマイナスということになるわけでございます。八月時点におきまして、ただし、来年の春に若干の発電所が仕上がりますと、すなわち、発電所が仕上がりますと、検査をいたしました正式に出力として運開いたしますまでに試運転の期間がございます。この試運転中の電気もこの際計算に入れて考えるというふうな考えますと、〇・九％、ごくわずかの予備力はある。こういう見通しでございます。もし、試運転の電力というものも勘定に入れないければ、来年の八月においては全国的にマイナス〇・一という、つまり若干ピークの場合には不足をする、こういう数字見通しになっております。

それから、四十七年の夏を同じような手法で想定してみますと、現在の見通しにおきましては二・二％の予備力を保有するという状況になります。以下四十八年度におきましては一・七％、それから四十九年には今度はまた現在のままでありますと六・九％のマイナス、こういう見通しがあるわけでございます。そこで、四十六年、七年は、これはある程度いたしかたがございませんが、四十八年の予備力がたいたい申しましたように一・七というふうな非常に窮屈な状態でございますと想定しますと、たとえば水力につきましても、非常に渇水に遭遇するということになりまして、これはたちまち一・七が狂うわけでございますので、われわれは四十八年に間に合うようにもって出力を増加させたいということで、ことしの秋に

電源開発調整審議会におきまして、新たな発電所の新増設を計画に組みたいというふうにご考えておきまして、この組みたいと思っておりますのが現在約二百万キロワットばかりあるわけでございまして、それで、それを、もしやっただといたしますと、四十八年度には一・七%の予備力が四・七ぐらいまでは回復をいたします。そういうのが現在の需給の見通しでございます。

それから次に長期の需給見通しでございますが、これはことしの春の電源開発調整審議会におきまして、一応これからの電源開発の長期計画を練りますために、昭和五十年、それから昭和五十五年という向こう五年先、十年先の需給見通しというのがございます。その需要推定は、いわゆる国で組みました経済計画等も参考にし、それからそれに対応して経済がこれだけ伸びれば電気の需要がどれだけ伸びるであろうかという想定で積み上げました需要見通しがあるわけでございます。この需要見通しに対して見ますと、現在の、これは同じく八月の最大電力で申しますと、昭和五十年におきましては大体八月に八千三百九十四万キロワットの電気が必要であるという推定になっております。それから五十五年におきましてはそれが一億三千万キロワット必要である。こういう需要見通しがございます。で、この需要見通しをつくりましますときの電気の年の平均の伸び率をどういふぐあいに見るかというベースの数字を申し上げますと、大体四十五年から五十年までは電気の需要が年平均一〇・七%伸びる。それから五十年から五十五年までの五年間におきましては九・二%伸びる。こういう推定のもとにたいだいまの需要見通しがあるわけでございます。ちなみにこの一〇・七%の五年間の伸びと申しますのは、経済社会発展計画が五十年までできておりますけれども、この経済社会発展計画で、いわゆる国民総生産の伸びを一〇・六に見積もっておるわけでございます。電気の場合には、GNPが一〇・六伸びましたときに、弾性値と申しますか、電気がそれに相応してどのくらい伸びるであろうかとい

うのをひとつ、より若干多目に見まして、一〇・七という推定をいたしておるわけでございます。そのような伸びで電気の需要の伸びを推定をし、それに必要な電気の出力というものをピーク時について申し上げますと、たまたま申し上げましたような数字になるわけでございます。

○杉原一雄君 およそのことはわかりましたが、ただここで、住民が反対することは現状では私は無理はないと判断する資料がかなりあるわけですが、いま馬場局長が申したように、これからの電力の開発のめどというのは、あくまでもGNPの伸び率を基礎にした、それにこたえた電力ということになっていくわけですね。そうしますと、それはそれで理解はできますけれども、そのことで電力開発を進める。しかし、現状では反対がある、反対の理由はかくかくだ。対策は先ほどおっしゃったようだけれども、まだ不十分だ、私こう思います。極端にいうと、公害先進国であるアメリカ等では、もう命あつてのものだ。GNP Pくたばれではなくて、GNPの伸びはゼロでよろしいではないか、人口の伸びもゼロでよろしいではないかという、学者間の議論さえ出ているというのを私聞いています。だからこれを他山の石として学ばばかと思つて、だからこれは、電力事業法によって電力開発の問題は万全を期していくということではなしに、大気汚染防止法とのからみ合いにおいて、もっと規制を強化して、住民に被害を与えない、住民の不信感をぬぐい去っていくという努力がこれの際には必要ではないか。その意味で、大気汚染防止法の改正案がもうすでに総理府を中心として検討していただいていると思つて、私はいま申したような希望を若干申し上げて、それに対して、何と申しますか、作業の現段階における答えをいただければと思つて、

様に、地域指定主義をやめていく。排出基準は、各ばい煙発生設備について全国的に基準を設けるとともに、環境基準を上回る場合には、おのおの発生設備の排出基準をさらに強化し、その規制権限は自治体と与えるというたてまえをとるべきではないか。二番目には、ばい煙の発生設備の設置については、許可制をとる。三番目には、人体に影響があることが明らかにされた有害物質については、特定有害物質指定を即時行なうとともに、排出基準及び環境基準を早期に定めていく。その他、まだ一つありますが、省略いたしますが、最後に、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法にかかると大気汚染物質排出設備の許可については、大気汚染防止法に基づき許可も必要とするよう改正する。いうなれば、電気事業法と大気汚染防止法との二重チェックをすることによって、そうした危険を排除していくというのが最後の私の要請であります。お答えをいただければ、ここで、直ちにお答えをいただきたいと思つて、問題が臨時国会の本番に移すなら、本番の場でこれはやるべきだと思つて、

○説明員(馬場一也君) たいだいまの問題にお答えをいたします前に、先ほど申した電力のこれからの需要の伸びの推定でございますが、これはいわゆるGNPの伸びとの相関ということで数字を申し上げたわけでございますが、やはり電気の需要が将来どういふぐあいに伸びていくかというのを考えますが、同時にそういうこの非常に大口の経済が何ぼだから電気が何ぼだという、大口の見方の前に、ミクロと申しますか、各電力会社ごと、各地域ごとに電灯いわゆる家庭の電灯需要、それから中小企業その他で使います小口あるいは業務用の電力、それから大きな産業で使います大口の電力、それぞれの伸びがどういふぐあいに推移するだろうかという、具体的な積み上げを行ないまして、それが最後にGNPとの相関で計算をする、こういう手法でございますので、いわゆるマクロでやっておるわけではございません。そして電気の伸び、平均いたしましたと、先ほど一〇・七と申し上げましたが、たとえば四十四年度、ことし、昨年、これが対前年比でどのくらい伸びておるかという最近の傾向を見てみますと、特に先ほど八月に非常にピークが出るというぐあいに申し上げましたが、八月にピークが出るようになります。また最近の需要の伸びを見ますと、伸び率からいって一番大きいのは工場でございます。非常に大口の電力の伸びというよりも、むしろ家庭で使います電灯需要、特に夏季におきましては、いわゆるクーラー、冷房等のいわゆる民生需要の伸びが非常に全体の中で大きいわけでございまして、むしろ趨勢で見ますと、大口の産業で使います大口の電気の伸びは、絶対量では多うございまして、小口の電力で使います電灯に比べますと、伸び率はむしろ低いということをお申し上げておきたいと思つて、

それからたいだいまの大気汚染防止法の関係の御質問でございますが、昨日も山中長官からも御答弁ございましたように、大気汚染防止法の全体の改正問題、その場合における電気の、ガスが、昨日申し上げましたような事情で、基準はこの法律の基準によりましますけれども、その実施は電気事業法、ガス事業法の体系で監督しておられるという関係はどう考へるかというこの検討をわれわれも現在いたしております。総理府等と御相談をいたしながら、政府としての改正案の結論を出していきたい。かような状況でございます。現在どういふかっこうになるであろうかというの、いまここで個別に申し上げますのは適当でなからうと思つて、ひとつ御勘弁をお願いしたいと思います。

○杉原一雄君 火力発電なり電力開発の問題につきましては、一応これで終わりますが、次に第二点として、ドクの問題、この問題できのう若干山中担当大臣とのやり取りで明らかになったわけですが、これはずいぶん古い十月一日の東京タイムスという、めつたに手にしたことのない新聞であ

ありますが、「政府 県（ハッパ）」という大見出しがありまして、飛びついて読んでみたのであり、静岡県に対するきびしい行政指導のことが内容的に付加されておるわけです。えらい、きつ元気がいいなと思っておりましたら、きのうのやりとりの中で明確になったように、水質関係の二法を一つにして、水質汚濁防止法というのをつくって、操業停止権限をも中に盛り込むと、きわめて高姿勢な立法のかまきがあるというところがこの中でもわかり、きのうの長官の答弁でも明らかにされたわけで、その点はきょうあらためてここで確認するまでもないと思いますが、ただこれは、単に富士市の問題だけでございせんので、私の県におきましても、先般水質審議会が指定をいたした小谷部川の問題があるわけですから、しかも小谷部川の問題等につきましても、ある業者のときは、私のところはどうかにもなりません、技術的な面でも四年半、五年たたないと、世界の学者等の知恵、そのことによつて解決されるころまで待ち込むことはむずかしいと音を上げておる会社もあるわけです。焦点を一応田子の浦に求めるとすれば、技術的にいま問題を陸上処理ということに焦点が合はせられておるわけでありまして、その点についていさし明確にこの場を通じて県民なり国民に対して、これからこうするのだ、その技術の研究なり施設の方向等について全力を傾けて通産がやつておるのだということをお示しできれば時宜に適切な指導じゃなからうか。もしそれでもなおかつだめなんだ。朝日が九月十八日の社説に「田子の浦は閉鎖覚悟で根本策を」と書いてありますように、どうにもならぬから港の機能を停止してしまえ、それで困るのは大昭和製紙だけだ。端的に言うならば、そういう露骨な表現をとっておりませんが、これは私も国民として同調したいところでありまして、これに同調しないとなれば、これに対する対策が必要でありますから、これは私などの出る幕ではない。通産当局その他各省で衆知をしばって財政と

人的構成を持つておるわけでありまして、技術の粋を尽くして、いまここで出す方向はこの方向なんだ、安心したまえとはつきり言っていただきたいと思いますが、どうですか。

○説明員(井清君) 田子の浦のヘドロの問題でございまして、これから新しく次々と出てまいりま

す水質汚濁物質の処理につきましては、建材その他の利用技術の開発ということを通じて、通産省、県が一体となりまして、現在各企業に呼びかけまして、それぞれ技術の開発に取り組んでおります。通産省工業技術院におきましても今回公害防止技術委託費制度というようにものを設けるほか、現在の補助金制度をフルに活用いたしまして、そうして前向きに技術開発を懸命に進める所存でございまして。御指摘のすでに堆積してしまつて、そうして硫化水素などの吹き出している腐敗したヘドロの処理の問題でございまして、これにつきましてもはなかな当面本格的な処理技術ができません。ただこれを陸上処理いたしたためには、運搬をいたしたすのにもそのままではいかないというふうなことでいろいろ技術的な問題が山積しておりますので、関係機関におきまして専門の研究者も入れます。最近研究会を發足させて前向きに取り組むということになっております。その点の詳細につきましては工業技術院のほうから担当部長に出席してもらつておりますので補充して御説明させていただきます。

○説明員(成田寿治君) 港湾に堆積しているこのヘドロの処理技術につきましては、御承知のよう

に、まだ技術が安全に確立されていないという段階でございまして、非常にこれは緊急を要する問題でありますので、いろいろなヘドロの解決につきまして、たとえば生産技術とか、あるいは排水処理技術、あるいはしゅんせつ等の土木技術等非常に各分野にわたつておりまして、この専門分野の専門家の協力によつて、現在すでに開發されておりますところの技術を有効に活用し、総合的な解決をはかるべく試みておるわけでありまして、そうして田子の浦のヘドロ処理につきましては静岡県

が主宰しておりますところの岳南排水路汚水問題研究会という研究会がございまして、この研究会におきまして、ここではいろいろな汚水問題全般をやつておりますが、その一環として田子の浦港のヘドロ処理の検討が今年からなされておるのであります。そうしてこの研究会におきましては、たとえば建設省は建設省の土木研究所あるいは東京大学の都市工学科あるいは東海大学の海洋学部等の専門家がメンバーとなつてやつておられます。通産省の工業技術院のほうから、公害資源研究所というのがございまして、ここからメンバーの一人として専門家を参加させて廃水処理技術の、従来研究しておりますところの成果を活用していろいろ技術面の助言を行なつております。それで今後ともこういう研究会において積極的に工技院の試験研究の専門家の助言を——一緒に協力をいたしてまいることになっておりますが、現在の田子の浦のヘドロにつきましては、燃焼性の研究、分析、これは東京大学等がやつておりますが、この場合どれだけの水を含んで、そしてその含水量と燃焼性の関係等の研究を行なつておられます。それから湿式酸化処理の問題、これはどうのままで高温、高圧で処理する方法、これも東京大学で研究されております。

それからリーフテストといふんですか、すなわち脱水試験の研究、これらの問題について現在試験分析中をございまして、いまのところこれをどういう形で技術的に処理したらいいかという結論をまだ出すところに至つておりませんが、現在早急に結論を出すように基本的な試験研究をやつておられます。通産省の工業試験所等もこの中でいろいろ強力なお手伝いをしておるところでござい

ます。

○杉原一雄君 いま研究をやつておられる。けつ

こうですが、これはかなり急いで、あるいは静岡の県知事等の要望もあるだろうし、また地元の切なる要望もある。期限をいつごろどうこうというめどをきめながら——研究ですから不可能でしょうが、何かそういうめどをつけておるんですか、

どうなんでしょうか。そのままですと研究なんだということなんです。内容はわかりました。

○説明員(成田寿治君) 決してゆつくりした試験研究ではなくて、非常に早急に解決を要する問題でありますので、できるだけ早く結論を出したいという方向でやつておると聞いておりますが、ただ、じゃあ何月いつまでにこの結論を出すかというところは、これは非常に学問的なあるいは技術的な問題でありますので、最初からそういうめどはつけてないというふう聞いておりますが、な

るだけ早く、早急に結論を出すべく、各関係所におきまして全力を尽くしているというのが現状でございまして。

○杉原一雄君 運輸省がおいでになつておると思

います。きのう省内でいろいろ議論されまして、省内の取りまとめとして海洋汚濁防止法の大綱がまとまつたと報道されておるわけですが、それは事実ですか。

○説明員(栗栖義明君) ただいま先生の御質問に

関する件は、実は官房が担当してまとめてござい

ますので、私直接所管してございせんけれども、

けさニースあるいは新聞等が出たような方向に進みたいというふうには私承知いたしません。

○杉原一雄君 立法の問題は、それは途中でそういう

回答しかできない。そうすると、私もこの持つておる程度にしか理解できない。おたくの場合は技術担当でありますから、その面で通産省の工業技術院のほうの答弁と一致しているんですか。それ以上何かすぐれた一つの解決のめどが

ありなればお示しいただきたいと思つておる。通産省の土木と申しますが、そういう分野でございまして、私どものできる範囲の分野でお手伝いをするという範囲でございまして、ただいま通産省から御発言をいたしましたような、広範囲な研究を私は私のほうも待つておるといふのが現状でござい

ます。

○杉原一雄君 それでこの問題を打ち切ります

しているわけですから、七日の日にそうした廃棄物海洋投棄の問題についてきびしい規制案をつくらうという動き——ラッセル委員会がこの問題について報告を送り、議会でそのことが討議されるというのを聞いております。問題はきのう山中長官が申したように、世界の海をおおう問題であり、地球全土に広がる大きな問題でございますから、田子の浦の問題を解決するということがそういう問題にも通ずる大きな展望を開く一つの要請でもあると思いますので、格段の、ピッチをあげての御努力をお願いしたいと思います。

次の第三点として横浜方式の問題を質問する予定でしたが、かなり時間が切迫してまいりましたので簡単にひとつお願いしたいと思います。

世に横浜方式といわれております。また今度は扇島の日本鋼管移転の問題についても、これもSO₂の問題でかなりきつい規制を加えた横浜、川崎、神奈川との取りきめがあります。こうした取りきめが住民と企業との間に、地方自治体と企業との間に、これからどんどん広まってくる傾向に私はあると思います。背に腹はかえられないというような自治意識、自己防衛の立場から起こるのは私は当然だろうと思っておりますが、この際特に横浜方式というものについての自治省等の評価あるいは法的な見解、そうしたものがありましたらお聞きしたいと思っております。

○説明員(立田清士君) ただいまの御質問の点は、いわゆる公害防止協定でございますが、御承知のとおり、公害防止協定は特に最近各地方団体で締結される傾向が増加してきております。この点につきましては私たちがいたしましては、地方団体で条例等により規制等について、その内容をさらに充実していくということももちろん必要でございますが、それとともに具体的な企業との関係におきまして、その場所における各種の諸条件がございますので、そういう点できめこまかい内容を盛った公害防止協定が締結されるということが、やはりその地域の一つの公害対策として

して必要であるというふうに私たちは考えております。そうしていき具体的に話し合っている場合でございますが、先般九月の十七日に基本的な事項がきまっておりますが、現在それにつきまして横浜市あるいは川崎市、神奈川県、この三者が地方団体側が協議会をつくっておりますが、それで九月の十七日にきまりました基本的な方針に基づきまして、いま相手企業の傾きのほうとの協定を結ぶような取組をしておられます。大体私たちが聞いておりますのは早ければ今月中にそういう具体的なきめこまかい内容をさらに盛りまして結ばれる。そういうふうな聞いております。したがって、そういうふうな具体的な内容があるならば、等を通じて、そういうふうな点では、その地域によりましていろいろ防止協定の結び方の方法は各種ございますけれども、そういう意味では一つの方式であるというふうな評価をいたしております。今後こういうふうな地域の実態に応じて公害防止協定が結ばれていくということは、やはり必要であるというふうな考えをしております。

○杉原一雄君 ところで私はもしやるとすれば、三条件ほど欠くことのできないものがあるんじゃないかと思う。それをちょっと提起しますから、もし御意見があったらここでお聞きしたいと思います。

第一点は、設備の設置について許可するか認可するか、そうした権限をその協定の中できつくり取り結ぶということ。

第二点としては、工場の中の立ち入り権を地方自治団体なり協定の側が握るということ。それから第三点としては、まかり間違えば操業を規制することができるというふうなことなどが、いわゆるこの横浜方式と言われ、かつまた今後行なわれるであろう公害に関する協定等の中で欠くことのできないものだと思いますが、立田さん言いにくいことではしょうけれども、もし個人的な見解でもありましたら——でもけっこうです。

○説明員(立田清士君) 非常にむずかしい事項でございますけれども、基本的にはまあいままお話の中で第一点の問題につきましては法令との関係あるいは条例との関係等というものが協定上の問題として、協定事項としてそういうものが許認可というふうな適当であるかどうかという。おっしゃってあります御趣旨が、おそらく今後の新増設の場合において、その協定の内容が新増設の分についても実施されるという意味で、何らかの担保は必要ではないかというお話でありますれば、その方式については協定内容に応じてどういうような方式をとるか、ただいま申しましたように、いろいろ方式を考えなければなりません。協定そのものとしては新規立地の場合、それ以後の増設等の場合についても一応多くの場合触れられていくという傾向にあるかと思っております。

そのほかの点につきましては、第二点としての立ち入りの問題等、それ等につきましては、協定によりましては、現にそういうふうな、もちろん、これも法律、条例との関係に基づくそれとの調整問題はございますけれども、そういう内容が盛り込まれているものも現にございますので、そういう点。

それから、いまお話しした第三点そのものの御趣旨が、全体的に協定の実施を何らかの意味で担保するというような一つの方法が要るではないかというところでございます。やはり協定自身の内容において、何らかの方法によって協定自身の実施が確保されるというふうな事項というものがやはり今後考えらるべき事項になってくるのではないかと、私たちが考えております。

○杉原一雄君 もう時間がまいりましたので、第四点目に移りたいと思っております。私のことばで質問すればいいわけですが、それよりもじかに地元の問題、代表者のことばでそのまま通産省に向けて質問いたします。また、農林省に対しても見解を伺いたいと思っております。

カドミウム公害の問題であります。去る六日、この地域の被害者対策協議会が、市当局に対して申し入れを行なっているわけですが、それが第一点としてこれは通産省当局に対すると思っておりますが、日鉱三日月製錬所に鉱山保安法が適用されたが、名古屋鉱山保安監督部の調べたデータはどうか。それに対して同監督部が施設改善を指示したのか。また、三日月製錬所自体の施設改善計画——長期計画も含む——なども市のほうで調べて住民に明らかにしてほしい、こういう要望が実は出ているわけがあります。それで、そのことについて、可能な限りの回答をいただきたい。

第二点は、農林に向けることばになると思いますが、被災地農業の今後の対策をどのように進めるのか。そして、非農家の場合も、畑作不能補償について、非農家であっても、家の周辺に宅地使用の畑作その他があるかというところ。市はどうかというふうに考えられるかということである。私、質問になると思いますが、この二点にしばって簡単に御回答いただきたいと思っております。回答によっては質問しますが、私はこれで質問終わりたいと思っております。

○説明員(立田清士君) 三日月製錬所に対します検査と施設改善の問題についてお答え申し上げます。三日月製錬所は、御案内のとおり、去る八月二十七日付の通産省令をもちまして、鉱山保安法の対象製錬所として正式に指定をいたしました。その約三週間前から名古屋鉱山保安監督部が厳重な立ち入り検査を行なっており、同製錬所は現在、設備能力の六割だけの施設を運転いたしておるのでございます。その六割の系列の施設の検査を行なったわけでございます。その結果、排出されております煙の中のSO₂及びカドミウム、排出されておる水の中のカドミウムの濃度、これを厳重に検査いたしました。いずれも基準値を相当大幅に下回っておりますという結果が確認されました。この結果に基づきまして、鉱山保安法に基づきまして施設の設置及び稼働の認可を——現在、設備が

る、そういう実情ですが、どういふような手続がとられておるのですか。

○説明員(滝沢正君) 七月三十一日に閣議の了解ができて実施がなされたわけでございますけれども、その後の処置につきまして具体的な内容、支給の手続等、細部の事項につきまして取りまとめまして、このたび都道府県にその運営要領を通知した次第でございます。

また、予防接種の副反応に基因するかどうか等について専門的医学的な審査を行なう予防接種事故審査会につきまして、近頃第一回の審査を今月の末には少なくとも開きたいということで準備を進めておる次第でございます。

なお、支給事務が具体的に申請が出てきた場合につきましても、できるだけ迅速に処理してまいりたいというふうな考えでおる次第でございます。

○小平芳平君 いまは県に通知が行ってそれが市町村まで流れておりますか、おられませんか。それからまた、具体的に後遺症の御本人にどういふ形で通知するか、いづどこへ申し込むか。それが審査会へかかるわけでしょうか。それはいつですか。

○説明員(滝沢正君) 市町村の段階まで都道府県からの通知がまいておることは確かであらうと思っておりますが、具体的には申請主義でございますので、予防接種による事故と思われる家庭の保護者等がこれに基づきまして市町村にまず事務手続を相談する。市町村には事務手続に必要な書類、条件等が窓口で御指導いただくようになっております。

○小平芳平君 たとえば神奈川県では何も知りません、市町村が。そういう国会でもスムーズにいつていふみたいには言いますけれども、まだ県の段階で市町村の關係者を集めて説明するのはまだしてありません。ですから、そういうように市町村に徹底する期限とそれから実際に關係者にそのことを知らしてあげなければ、申請がないから私わなない、それだけじゃ意味がない。どういふ形で

知らせますか。

○説明員(滝沢正君) この場合には、私は二つの場合があり得ると思うのでございますが、市町村がこれを予防接種による事故であるということと記録その他によってその当時調査したというようなケースにつきましては、積極的に市町村が指導することもあり得ると思いますが、それ以外に市町村がそのような調査を特段していない場合であつても、保護者が予防接種による事故ではなからうかと前々思つておつた、そういう疑念を持つておつたが、この際救済制度ができたので申請したい、こういうようなケースもあり得ると思つてございまして、この点につきましては、市町村が特段自分の市町村の中の明らかな接種事故該当者と思はれる者には積極的な御指導いただきたいと思ひますし、なお保護者がみずからこれを問題提起したいというふうな考えのものにつきましては、積極的に市町村当局がその証明書類その他が十分であるかどうか、この点も御指導いただきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○小平芳平君 まず市町村がそういう調査をしたことは皆無。市町村がいままでそうした予防接種の調査をしたという実例がありませんか。したがつて、やはりその保護者なら保護者が申し出ることが多い。したがつて、病院へ行つてもカルテがなければ診断書ももらえない。非常に困難なことです。ですからこの診断書がもらえなくても十分なそういう判断する材料があるとか、あるいはそういう疑いがある、少なくとも予防接種が原因じゃないかという疑いのある者も含めて補償するといふ考えでよろしいですね。

○説明員(滝沢正君) 先ほど市町村で調査してない、これはいわゆる実態調査的なさかのぼった全面的な調査をするようなことはほとんどなからうと思ひますけれども、事故が起つたことによつて、市町村長が実施責任者でございますので、その当時何らかの意味で市町村が吏員を派遣

して実情を調べた書類もそういう意味の調査といふことで先ほど申し上げたわけでございます。したがつて、そういうような衛生係のところに帳簿上予防接種の事故で調査に行つた記録等によつて市町村内における予防接種事故者として記録されておる者については市町村からの指導があるであらうといふ、こういうような趣旨で申し上げたわけでございます。

それから後段のカルテ等が十数年経過したような場合残つておらないのか、この点をどういふふうにし、なお多少でも疑いがあれば救済するの、か、こういうお尋ねでございますが、今回の措置の実施にあたりましては予防接種の副反応に基因するものであるかどうかということ、予防接種との關係ということがきわめて重要な問題になるわけでございます。この点を客観的にやはり実証するところの証明書、書面というものをせむいともほしといふふうな考え方に立つわけでございます。

予防接種の副反応と認められる疾病、これらの発病の年月日、その症状等をやはり医師が記載するところがカルテの保存の義務は五カ年でございまして、五カ年の義務保存期間を過ぎたカルテはなくなつていふのではないかと。したがつて、これはカルテにこだわるということはおかしいという議論があると思ひますけれども、この点につきましては、カルテそのものだけを固執いたしておりません、これを立証するに足る当時の場合によつては研究会等で発表されたものが残つておるといふようなこと、そのほか保存期間が五年であつてもそれ以上研究のために保存してあつたものはその写しをもつてかえられる、これは当然有力な証拠書類でございます。そのように公金を支給する点でございますので、気持ちとしてはできるだけ救済の方向で努力いたしたいと思ひますけれども、これが立証並びに専門審査委員会における審査にたえ得るものでございませんとやはり支給該当事者として決定することが困難の場合もあり得るといふふうな危惧いたしておるわけでございますが、あくまで公金の使用でございますので、

立証する書面をせむいとも何らかの形で添えていただきたい、こういうふうな指導いたしておるわけでございます。

○委員長(占部秀男君) ちょっと質疑の途中でございしますが、委員の異動について御報告いたします。本日、青木一男君が委員を辞任され、その補欠として高橋文五郎君が選任をされました。

○委員長(占部秀男君) 続行いたします。

○小平芳平君 そういう公の書類のある人はまだいいわけですが、実際そういう公の書類がなくて非常に困る人ができるということは十分予想される。それでいま私が例に申し上げますのは、神奈川県湯河原町に住んでる山田幸江さんという十四歳になる子供さんです。この方は昭和三十一年三月十九日に生まれて、三十一年十二月十日に種痘を行つた。ところが、三十二年二月二十七日から東京大学医学部付属病院へ通院をして、そして三十六年九月まで通院をしていまして、そういうことがカルテの上で残されていまして、そういうことが十日ですが、十三日からけいれんを起した。そういうふうなわけでこの方の場合は、この東京大学の付属病院の小児科の鈴木医師という方が診断書で、最初のけいれんは三日目からけいれんを起しましたが、最初のけいれんは種痘後脳炎と断定はできないが、少なくとも発病に際し種痘が誘因になつておることは十分疑われる。このような程度のものはいかががですか。

○説明員(滝沢正君) 今回の措置が閣議了解事項の中でも、副反応の疑いのある疾病も含まれるという解釈をとつておりますので、関連が明らかないしは疑いの濃いものにつきましては、当然救済の方向で考えるということは原則的にはいえると思つてございしますが、ただいま御指摘の三日目にけいれんを起し、脳症とは断定したが、かなり種痘と関連が深いといふふうな診断書を提出された場合、先ほど申しました審査会、

八

十四名の専門各位をわずらわして審査会を設けますので、この際参考人等もお呼びできることになっております。必要によりましては当時の主治医ないしはその記録の信憑性、内容等について確認いたしましたし、先ほど申しましたように疑いのあるものも含まれる、しかし、それは明らかな立証的なものを背景にぜひほしいと、こういう背景でございますので、ただいまの御質問の実例につきましてはここで可能であろうというお答えはできませんけれども、十分、審査会において検討がされるというふうには私は考えております。

○小平芳平君 参考人を呼ぶまでもなく、この資料の信憑性を疑うまでもなく、東大付属病院のこの鈴木医師が十分疑われるという診断書を書いてくれれば、それ以上何か疑いが残りますか。

○説明員(滝沢正君) ただいま実例とそれから一般論とを混同して申し上げたような結果で、十分御理解いただけなかった面があつて誤解があるうと思ひますけれども、審査会のやり方の中に参考人も呼び得ると、こういうふうにしておきたいという意味でございます。そのケースに参考人を呼ぶようになるといふことは、もう十分な証拠書類と認められればそれはあり得ないことであろうというふうなことを考へておひまして、その点を申し上げておひます。

○小平芳平君 それからまた金額へ戻りますが、十八歳以上と十八歳未満と分けるのはどういふ趣旨ですか。死亡した場合でも、あるいは一時金の場合でも、どうして分けますか。

○説明員(滝沢正君) この点につきましては、十八歳の高卒の年齢で、しかも社会的に一般的な就職をする年齢をとらえ、それが平均的な労働省の賃金等を参考にして検討しました関係上、あるいは水俣病等においても三十七年以前と三十八年以後とに分割しておる事例もございまして、予防接種が主として幼少年齢に事故が多いことはわかっておりますけれども、十八歳以後が絶無とも限りませんし、また、今後緊急的な伝染病等の国内への侵入によって臨時予防接種が強制的に実施

されるような場合には当然成人がかなり入つてまいりますので、当然成人も加えるというふうなことで、十八歳以上、十八歳以下というふうな、今回の措置があくまで根本的な確立された法律に基づくものでなくて、行政的に措置した救済制度でございますので、当面十八歳と十八歳以上という二段階に分けた次第でございます。

○小平芳平君 したがつて、この十八歳というのは、死亡したときですか、それとも後遺症にかつたときですか。十八歳未満と十八歳以上に区別するのは、死亡したのが十八歳以上のことなのか、それとも発病したのが十八歳以上ということなのか、これはいかがですか。

○説明員(滝沢正君) 先ほど申しましたように、今回は三つの範囲に分けておひまして、医療費、一時金、それから弔慰金と、こういう形をとつておひますので、その起こりました時点によつて年齢を考へるというふうなことで、現にそういう状態といふことで三つの分類に該当すると、こういうふうなことを考へておひます。

○小平芳平君 ちゃんと先ほど答えてないから私は聞いていますので、私が聞いていないことは、それででは種痘その他の予防接種は、大体生後一年ぐらゐでやりますから、そうして後遺症の起きるのはその生後一年ぐらゐから間もなく起きるのが大部分じゃないかと思ひますが、その数を述べてください。現在該当する該当者数のうちで十八歳以上が何人、十八歳以下が何人ということ。

○説明員(滝沢正君) ただいま関係の職員が数字を持っておりまして、後ほどお答えいたしたいと思ひますので御了承いただきます。

○小平芳平君 要するに十八歳未満の低いほうへほとんど入れちゃうという結果になつて、十八歳以上で結局発病したときなのか、それとも死んだときなのか、それは一体どっちなんですか、はっきり答えてください。

○説明員(滝沢正君) 発病したとき、それからそれが死亡に至つたときは死亡という弔慰金を支給する対象になりますので、死亡の時点でとらえる

ということにならうと思ひます。それから発病で後遺症をもつておるといふことになりまして、後遺症として確認できる、医療が済んで後遺症として確認できた時点ということにならうと思ひます。それから医療費といふのは、現在具体的に閣議了解後の八月一日以降の医療について支給する、こういうふうなことを考へておひさせていただきます。

○小平芳平君 したがつて、ほとんど十八歳未満の低いほうへ入るといふことです。まあ数があつたらあとで述べてください。ほとんど十八歳未満の低いほうへ入れるために十八歳で切つた。それから三百三十万円といふのは、これは高卒の云々といふことを言われましたが、三百三十万円という金額は、たとえば自動車賠償の強制保険、責任保険、あるいは交通事故による最近の裁判の結果、判例、あるいは水俣病の死亡者補償、あるいは大阪ガスで爆発したときの死亡者の補償、こういうようなものは一体どのくらいになつておると思ひますか。それをまたどのように参考にしましたか。

○説明員(滝沢正君) 基本的には今回の救済措置は完全な補償という形をとる性格のものでないといふことで、やむを得ずその行政的な面として応急的な救済措置を講じたわけでございます。で、この算定の考へ方でございますけれども、これにつきましては、十八歳といふ年齢とは、この労働の、先ほど申し上げましたように、社会的な労働の年齢期間が大体十八歳から六十三歳ぐらゐの四十五年間を考へましてホフマン方式を使ひまして、それで高卒卒の初任給ベースを考へ計算いたしました二百七十万円ないしは三百三十万円という算定をいたしたわけでございます。もちろんこの間、財政当局との折衝、その他厚生行政の中におけるいままで行なわれまして各種の救済措置との均衡といふ問題につきましても全然考慮しないといふわけにはまいりませんので、具体的には他の援護その他の措置費がかへつて低いではないかといふような意見も出まして、今回の措置は議論のある点は多々あると思ひますが、そういう意

味で当面救済措置として金額を定めたわけでございます。

○小平芳平君 まあ完全な補償をやるつもりがないと厚生省も言ひ、政府も完全な補償をやる気がないと言ひなら、その旨ちゃんと全国民に発表してください、どうせこういう金額は補償じゃないというならですね。

それから次に三百三十万円という金額は、先ほど私が申し上げたような金額にははるかに遠いのです。はるかに遠いけれども、厚生省はそういう後遺症に対する完全な補償をやるつもりがないというなら話にならない。ですから、私はこの閣議了解を再検討してほしいといふことで、私は大臣の御都合のいいとき、きのうもきょうも二日あるのですから、どんな時間でもいいからとつて再三要求しておいたのに、委員会が始まつてからちよこちよここと来て、出られない、出られない。局長も出られない、次官も出られない、そういう姿勢は大いに不満です。

それから次に、この金額全体にそういうことがあるのと、もう一つは一時金といふことですけれども、後遺症といふんですけれども、先ほど言ひました湯河原町の山田幸江さんの場合などは完全なる重症心身障害児です。この診断書に付記されて、昭和三十六年九月まで通院した、発病以後はおすわりも不能、現在歩行不能、それから身辺の用だても全く不能で、重症心身障害児である、こういう方が結局一時金の十八歳未満の低いほうへ入るわけなんです。とにかく発病したのも、後遺症になつたのも、現在もまだ十八歳未満ですから。ところが、こうした重症心身障害児を抱えた家庭、親、その親にとつてみれば、自分が死んだあと、どうなるかといふことがあるわけです。それは重症心身障害児はほかにもたくさんおられますけれども、少なくともこの山田幸江さんの場合は先天的なものでもなければ、親の不注意でもなければ、種痘をして二日目からいれんを起こして、そして現在のような重症児になつておる。しかも十八歳未満は労働がない、十八歳以上が労働と言ひ

れますが、労働どころじゃないです、本人の。家庭の者がどれほどこの人に手がかるかしのれないです。そういう実情を厚生省が知らないわけじゃないと思ひますが、いかがですか。

重症心身障害児を持った家庭がどれほどその子供に親が手を取られ、あるいは場合によっては人を頼み—この方の場合なんか、人を頼むわけにもいかないです。父親が全盲、母親もほとんど視力が無いという、そういうような家庭で、しかもこうした子供を抱えて将来どうなるか、こういう不安におちいっているということも、もとはといえ、あのときの種痘が原因だとなつたら、あきらめるにあきらめ切れません。生きていくことが逆にどれほど不幸か、この子が生きていくために、どれほど親が悩んできたか、将来も心配できないか、そういうような重症児すらあるということ、そういうことを頭に置いてこの金額を出したのですか。

○説明員(滝沢正君) おっしゃるような実例等が将来の生活全体を考えましたときに、この金額が妥当かという御質問につきましては、必ずしも十分だとはお答えできないわけでございますけれども、一面、この障害を起こしました特に重症の障害児につきましては、施設を優先的に提供し、したがってそこにおける介護と、それから医療の可能性というものは、重症心身障害児が家庭にあつて、ただ保護だけを受けていた場合と、施設に入りましてある程度訓練的な機能の治療を受けた場合、改善される実例も承知いたしておりますが、父兄のお気持ち等もございまして、施設に入れることだけがもちろん十分な保障ということにはなりませんけれども、児童福祉法その他障害の関係の措置によりまして、厚生省としては大臣も、施設にございせんするということも加えて、今回の三つの措置のほかに、具体的な協力事項としてうたつておりました、個々の実例、それから父兄の御要望、また病状の改善の可能な範囲、こういうことによりまして、ケースケースによりましては施設をあっせん申し上げることも加えて措置いたしました。

してまいりたいというふうに考えております。○小平芳平君 施設へ入ってリハビリテーションに乗っていかれる程度の重症児ならまだしも、全く歩行不能、用だても不能、こうした重症者を抱えている家庭、したがって一時金では結局不安が残る。年金とか、そういう制度ができればともかく、結局、十八歳未満の一級だと二百七十万。二百七十万がそれで安心できる金額でないのはもろよりですが、たとえ金額がふえても、この子がいる限り、親が生きているうちはまだしも、親が死んだあとも心配になるわけでしょう。そういう制度自体を考慮しないで、ただ施設に紹介するよというだけではないかにも厚生省のやり方があたたかいうり方ではないか。したがって、金額ともいまいやうな制度についても検討していただきたい。閣議了解—閣議でかつてに了解したんじゃないですか。

○説明員(滝沢正君) ただいまの御要望のよう、この制度は今回の救済措置では不十分であるというところでございまして、われわれといたしましては、やはり正式に法律に基づく救済制度というものの確立を念願いたしまして、ただいま伝染病予防調査会の中に制度改正特別部会を発足いたしました。審議に入つていただいております。また、来たる通常国会には予防接種法の改正によりまして、新しい章を設けて救済制度の確立をはかりたい。その中で十分御審議いただき、また検討してまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 それだからこそなお問題は問題だと思ふのです。これは暫定的なものであつて、予防接種法改正までの暫定措置だというわけでしょう、結局、そうなりますと、現在までの何年間かの、あるいは何十年間かのこうした後遺症のものをこの際これで区切りをつけて新しく法改正するのですか。それとも、これは暫定措置であつて、法改正のときに、このいま私の言うような金額とか制度を再検討して、そしてこれらの方々も事を終つたとして、法改正のときにそつちに取り入れていくわけですか、いかがですか。

○説明員(滝沢正君) ただいまの具体的な審議の方向、盛る内容等につきましては、現在の段階では私から申し上げることができませんので、制度部会におきまして諸外国の事例等も参考にいたしまして十分討議されるものと期待いたしております。

○小平芳平君 その内容を聞いていたのでは、暫定措置として行なわれようとしているこの三百三十万円、この十八歳で区切つたこの補償、この方々に対しては新しい法律ではもう補償は考慮しないのかどうか。当然これらの方々には暫定措置として、いま閣議了解のとおり、三百三十万円と、百三十万円以上が支給されたとしても、それはあくまで暫定的なものであつて、本格的な法改正のときにいままうような金額や制度もくもめて再検討すると、そういうことですかと伺つてい

○説明員(滝沢正君) ことばが足りませんで申しわけございませんが、そういうことも含めて討議されるわけではございまして、これで打ち切りにするというふうな方向でございまして、いろいろもございませぬ、また、これを続けて何か他の方法で救済するということも方針としてきめていくわけでもございませぬので、両方の意味を含めて法改正が確立されることに制度部会として御審議いただき、こういうことではございませぬ。

○小平芳平君 私は、そうした法改正に至るまで討じていたいただきたい。これが一つ。

それからもう一つは、金額と制度については今回の支出される補償でこれ全く終わったのでなく、そういうものも含めて制度改正のときにはさらに検討していただきたい。

これだけ御要望して終わります。それから、次に私が質問しますのは、弗素の人体に及ぼす影響、これについてですが、当委員会では私はしばしば昭和電工の喜多方工場、それから日軽の蒲原工場等の弗素による植物被害について質問したわけですが、その当時会社で聞いても、

大人体には影響ない、これ一点張りでしたが、ところが最近の研究の結果では、どうも弗素が人体に影響あるという意見も出てきております。この弗素が人体に有害となりまして、周辺の住民はもとより、中で働いている労働者にとつても重大な関心事です。また、これが健康被害の原因になるということならば、もう大問題です。そういう点については厚生省はどうお考えですか。

○説明員(曾根田都夫君) 弗化水素の人体に対する影響につきましては、ただいま先生から御指摘がございました喜多方のアルミ精錬工場につきましては非常に問題がございましたが、厚生省としましては、昭和四十四年ですが、福島医大の角田教授でございまして、この方を主任研究者といたしまして人体影響の調査班を設けて、住民検診等含めまして綿密な影響調査をお願いしたわけでございます。植物被害については非常に著名な影響があらわれておりますけれども、明らかに弗化物の過剰摂取による悪影響と見られるデータは、集団的にもあるいは個人別的にも一応認められないという報告をいただきました。ただ、その報告でも述べられておりますように、やはり尿中の弗素の濃度が汚染地域では一般と比べて高いということが報告されておりますので、引き続き追跡調査を行なうことにはいたしておりますけれども、現段階といたしましては、植物被害はきわめて顕著であるけれども、人体に対する影響としては、いまままでのデータでは決定的なき手になるものがないというふうな考えでおります。

○小平芳平君 一体弗素は毒物ですが、全く影響がないというのなら、弗素は食べても飲んでもいいんですか、いかがですか。

○説明員(曾根田都夫君) 全然そういう毒性がないというものでございませぬで、現に行行の大気汚染防止法におきましてもいわゆる特定有害物質という制度がございまして、それで現在規制を行なつておるわけでございますが、その中にも弗化水素は一応指定されておるわけでございます。

だ、この点につきまして、実は現在の大気汚染防止法では、この特定有害物質に対します規制は、事故が起った際にその事故時の措置についてだけ定めておきますけれども、先生御指摘のように、弗化水素等は事故時に限らず、そういうアルミの精錬工場等においては、工程の中でやはりたえず少量でありませぬけれども発生するという性質のものでありますので、今回法律改正の機会にはそういう事故時の規制ではなくて、やはり常時規制をするように法律改正をしたいというふうに考えております。

○小平芳平君 この東京歯科大学上田教授のこうした弗素の人体に及ぼす影響、慢性中毒症状、骨硬化症、こういう点についてはどう考えますか。

○説明員(曾根田郁夫君) いままで学会その他で明らかにされております弗化水素の人体影響としましては、急性影響と慢性影響とあるわけでございまして、急性影響と慢性影響としましては、主として目や呼吸器、そういう粘膜に対する刺激が一応報告されております。それからまた非常に濃度が濃いような場合ですと、あるいは肺水腫とか気管支炎を起すこともあり得る。それから慢性影響としましては、一般的には骨に変化を起し、まして、骨の硬化あるいは貧血等を起したりしまして、食欲不振等を招く、そういうようなことは従来から報告されております。

○小平芳平君 これはごらんになっていないのですか。この「水道弗素化の問題点」、これによれば、飲料水が二PPM以下で班状歯が出るというのです。それから飲料水が八PPMで一〇%に骨硬化症があらわれるのです。骨硬化症になると、全く下を見ることもすわることもできない。ただ突っ立っただけで自分の足も何も見えない。すわるときにはひもにつかまって、どさんと寝るよりしかない。そういうようなことが報告されておる。あるいはこういう人はないようなものだからいいのですが、二・五ないし五グラム、一回の飲む量によってこれが中毒死するというような、こうした研究発表はどう考えますか。

○説明員(曾根田郁夫君) おそらくそのデータは私どものほうにあると思えますけれども、私自身ちょっと不勉強で、そのデータそのものは読んでおりませんけれども、先ほど申し上げました福島大学の先生方の喜多方における人体影響でも、やはりその人体影響のおもな類型としまして、班状歯とかそういうことは全部書いてございまして。

○小平芳平君 班状歯も骨硬化症も中毒死もあり得るわけですね。ですから、人体に影響ないなんての大きなことを言っておれないわけですよ。しかもいまお話しのように、これがただ煙突から出ているだけならともかく、アルミニウム工場の全体から吹き出している。これは通産省のほうでも対策は考えていらっしゃると思うのですが、この中で年がら年じゅう働いている労働者が一体どのくらいの弗素を吸うなりあるいは口に入るなり、あるいは今度は周辺の住民にこれまた大損害、ほとんどもう稲が枯れる、野菜が枯れる、あるいはくたものが全くならない。しかし、うまく野菜ができたとしてもその野菜の中には弗素が大量に含まれている。で、普通の野菜が〇・一から〇・五PPMのところを、喜多方の野菜は四PPMも含まれておるといふようなことも報告されておりますが、どうですか。

○説明員(曾根田郁夫君) 具体的な数字はちょっとあれでございませぬけれども、この際の調査は、健康調査のほかに大気汚染調査その他の環境調査もいたしておりまして、当然そういった農作物等についての調査も行なわれておると思っております。でも、ちょっといま私手元を持っておりましても、具体的な数字としては先生のおっしゃるような数字がちょっとあれなんです。

○小平芳平君 これは弗素がどのくらい体内に蓄積した場合に、こうした班状歯なり骨硬化症なり、またどのくらい危険かというそういうことは、人体に及ぼす影響については厚生省は公害部長しかならないのですか、そういうことを研究するところは。

○説明員(曾根田郁夫君) 現在までのところ、弗素についての具体的な基準といえますか、そういう指針としましては、労働衛生の関係で、一応許容限度としまして三PPMという数字があるのをごいいます。しかし、これが直ちに一般の住民のいわゆる基準としてどうかという点については問題があるかと思えますけれども、先生御指摘のように、いずれにしても、この製造工程で絶えず排出される弗素によって、常時やはり人体に影響を受けるといふことはもう間違いのない事実でございます。しかも、たまたまいままで明確な直ちに疾病に結びつく影響があらわれておりませぬけれども、早急に何らかの基準をつくる必要がございまして、先ほど言いましたように、環境基準ということも考えられるわけでございますけれども、環境基準ということになりますと、やはり多少の間もかかりますので、来年の法律改正では、先ほど言いましたように、常時規制の対象にして、そして具体的な排出基準という形で規制を行なう、それを一日も急ぎたいというふうに考えております。

○小平芳平君 法律改正の姿勢はわかります。それはわかりますが、その環境基準にしまして、法律改正の排出基準にしまして、一体限度どのくらいか。それは働いている者は職場で吸い込む、それも決して無害じゃないですと部長さんもおっしゃった。その上なお周辺の住民は口から、食べものから入る、水から入る。そういう場合に、さっきの労働衛生だけでなく、こうした健康に及ぼす被害については、厚生省が最も熱心にやるべきでしょう。それが公害部長だけがそれを担当しているのですか。それとも、そういうことを積極的に弗素を取り上げて福島大に委託したことはわかりますが、また私もお会いして十分お話しは聞きました。ただで厚生省は終りなにかどうかということを尋ねておるのです。

○説明員(曾根田郁夫君) 私どものほうにも専門のたとえば公衆衛生院とを国立衛生試験所等もございませぬし、それからまた、私どものほうでいろいろの研究も持っております。そういういろいろな方で委託研究を行なう、そういういろいろな方法によりまして、絶えず有害物質の健康被害調査については努力をいたしているところでございまして。

○内田善利君 関連質問しますが、喜多方のアルミ工場の弗素については、昨年斉藤厚生大臣のときに質問しまして、また現地からも御婦人が六名参りまして厚生大臣に、直接いろいろ農作物を持ってきて、こういうふう被害を受けておられますと陳情をして、そのときに厚生大臣も九月には厚生省は健康調査をやりますと。調査もなされたわけですか。そのなされた調査結果はおわかりなんでしょうか。

○説明員(曾根田郁夫君) その調査というのが、先ほど私申し上げました厚生省が委託をしました福島医大の先生を主任研究者とする研究班の調査、それがいわゆる厚生省がやった調査ということでございまして。

○内田善利君 そのあとはやっていないわけですか。

○説明員(曾根田郁夫君) 本年度も引き続き継続して調査を行なうことになっております。

○小平芳平君 カドミウムにしまして、そのほかのほうでほとんど研究発表されて、厚生省はそれは違う、それは違うと言っていますけれども、どうとう公害病となったわけでしょうか。どうして厚生省は——なぜ首をひねるのですか。イタイイタイ病はカドミウムが原因だ、というのをもう何年も前から言っている学者がいるわけでしょうが、厚生省はそれじゃ初めからイタイイタイ病はカドミウムが原因だ、神岡敏山だと言いましたか。初めからどうして厚生省はそういうふう積極的にやらないのですか。それは委託するのは結構です。委託するのは結構です。しかし、弗素が健康に及ぼす影響については私が質問しますといつて、具体的に言ったのはもうおとといです。何も準備して出てきていないじゃないですか。第一

これは厚生省でそういう弗素の人体に及ぼす影響をやるのは、公害部だけかどうかとさつきから尋ねておられるけれども、その返事もない。あるいは福田大へ委託したのは公害部がそれを委託したのか、ほかの局なのか、あるいはこれから先、弗素の人体に及ぼす影響、いままうように班状菌とか骨硬化症になったらおそれいから言っているんです。水俣病にしてもイタイイタイ病にしても何百人という被害者が出てからじゃおそれいじゃないですか。被害者が出てからおかつ厚生省は認めようというものでない。したがって、いままうして弗素というものがあちらこちらまき散らされておる。しかも、アルミニウムはさらに増産増産、これは通産省にもあとで尋ねたいんですが、昭和電工の長野県の大町工場もそうです。去年の増設以来めっきり被害が増増という形です。あるいは富山県にも新しく出ている、そういう点をなぞ厚生省は国民の健康を守ると言いながら積極的にやろうとしないか。そういう意味で厚生大臣がきのうもきょうも出ないなんというの、委員長姿勢がよくないと思うんですよ。どうですか。

○説明員(曾根田郁夫君) 私の先ほどの答弁が多少十分でなかったのでは誤解があったと思えますけれども、公害部だけでというようなことではもちろんございませんで、私どもの公害部のほうにそういういろいろ委託研究の予算が計上いたしておいでしますので、これをフルに活用しまして専門の学者等にお願います。もちろん、国立の直轄の機関でやれる部分は私どもが受け持ちますけれども、大学教授、そういった民間の専門の方々に広く活用、お願いをしまして、研究を進めておるといふことでございます。

○小平芳平君 その研究費は幾らですか。
○説明員(曾根田郁夫君) 委託研究費といたしまして、これはいろいろな研究費全部含めてございませうけれども、総額で一億二千万程度でございませう。

○小平芳平君 そこで弗素の分はわからないというんでしよう。そういうように、いよいよ病人が出たら公害部じゃなくてどっかが動くけれども、病人が出るまでは動こうとしない、それは非常に私はよくないと思う。

それからこれは厚生省あるいは通産省どちらでもけっこうですが、こうした弗素がアルミ工場からふき出していることは十分みんなもわかっているんですが、そのほかにもそういう弗素の被害の危険のあるところはどこなところですか。
○説明員(柴崎芳三君) 最近弗素で問題になりましたケースでアルミ以外には千葉県の旭硝子の、これはソーダを主としてつくっておる工場でございますが、そこで使っておりますたしか燐鉱石の中に弗素が含まれておまして、それが工場から流れ出まして、付近の稲作に被害を与えておるといふことで、果もこれを重要視いたしまして、約二十日間の操業停止を会社のほうに勧告いたしまして、会社もその勧告に従ったケースがございませう、ただいままではつきりしておりますのは、アルミとそういう燐鉱石の関係であろうかと思えます。

○小平芳平君 厚生省いかがですか。
○説明員(曾根田郁夫君) いま通産省のほかにちょっと思い当たる発生源といえますか、は承知しておりませんで。

○小平芳平君 それじゃ一体何の調査研究をやるんですか。これは私の言うことが正しいかどうか、私もこれは人から聞いた話ですので、全部どうかどうか、これは権威者がこうおっしゃっていただくわけですが、いまのアルミ工場、ガラス工場のほかにも、弗素をつくって売っている工場があるじゃないですか、第一、そうでしょう。これは弗素はごくわずかなら、一PPMくらいなら、アメリカではわざわざ飲料水に入れたほうがいいと

いって入れているというんですが、そういう弗素をつくらしている工場もあれば、弗化プラスチックというものもあれば、弗素が出る過燐酸石灰の工場もあれば、あるいは、一番花形産業といえますか、原子炉、あるいはアメリカではロケット燃料、こういうものが弗素のおそれがある、要する

に弗素を使っているんだと。そういうことをよく厚生省は、そういうことが仕事じゃないかもしれないけれども、少なくとも弗素に対する、人体に及ぼす影響は間違いなく研究するというなら、そういうことを的確に把握しないことには研究のしようがないじゃないですか。そうでしょう。どうですか。

○説明員(曾根田郁夫君) 確かに先生御指摘のよう、従来厚生省は、特に本年度においては、特定有害物質のうちでもカドミウムあるいは水銀等について総点検といふことで、この発生源と考えられる鉱山、製錬所等、一斉点検をやることになっておりますけれども、これはもうこれで済む問題ではございませんで、やはりいまあげられた弗化水素、これもいわば発生源は特定しておるものでございませんで、逐次、できるだけ早くそういう発生源についてやはり同じような措置を講じて、御期待に沿うように努力したいと考えております。

○小平芳平君 以上、厚生省に対する質問は終わります。
それで通産省に、もう時間ありませんので一問で終わりますが、いま申しました昭和電工大町工場、この工場は去年増設したために、それ以来非常に被害が多いというんですが、そういう場合、前から弗素による被害が出ておりましたが、しかも増設をして、とたんに被害が多くなるような、そういう増設のしかたはあまりにも考えがな過ぎる。それからまた、稲作に対する補償も、同じ昭和電工でも喜多方のほうではちゃんと制度をつくって、要するに、地元民と埒判りをして、ちゃんとそういう制度をつくって補償して

るんだけれども、長野県の大町の場合はそれはやっておられない。ことしになって被害が急に多くなったから、住民が騒いだから、そこでもって補償の問題が持ち上がった、何だか前からこっすり補償していたらいいんじゃないかとも出ているのですね。したがって、増設の場合、増設して公害を激増させ、急増させる、そういう増設のしかた

の問題が一つと、それからもう一つは、補償に対する会社の姿勢が一つと、それからもう一つ、防除措置としては水で洗うわけでしょう。けれども大町には水がないんですね。いうところの三分の一くらいしか水はないという。したがって、また、もう一つはそれを排水されちゃ困ると果が許可しないというふうなことで、結局あれやこれや言っている間に弗素をかぶっているのは住民だけ。健康被害のおそれがあるのは労働者、住民というふうなことが毎日続いているんですが、どのようにつかんでおられますか。

○説明員(本田早苗君) 先生御指摘のように、大町工場におきましては、水を洗いましてそのまま流しておたわけでございます。増設に伴いまして水洗用水の増量といふことで北陸地方建設局のほうに対しまして利水量の増加を申請しておたわけでございますが、これがむずかしいということと、九月二十六日から洗浄水の完全循環装置というものに切りかえまして、排水をせずに洗場等で洗った水をそのまま繰り返し使うという形に切りかえたわけでございます。これまでの間に弗化物の回収が不十分であったという点がございませう、まことに遺憾であると存じます。九月二十六日以降は、完全循環方式で水の量は増加しなかつたけれども、回収を当初の予定どおりやるということになったわけでございます。

それから補償方式については、金額といたしましては、御指摘のような点があります。この点につきましては、アルミの精錬工場全体につきまして、いま総点検をいたしておる事態でございませんで、そういう状況をつかんだ上でそれぞれ必要な措置を、あるいは必要な考え方を整理するよう

にいたしたいというふうな考え次第であります。
○委員長(占部秀男君) これで午前の会議を終わります。
午後一時十分まで休憩いたします。
午後零時二十六分休憩

午後一時十六分開会

○委員長(占部秀男君) ただいまから公害対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○内田善利君 昨日洞海湾について小野委員から質問があったわけですが、私も少し質問いたしました。それから有明海域について質問してまいりたいと思っておりますが、きのうの質疑の中で、洞海湾の水質調査の内容が非常にひどいので、海水はきれいであるけれども、きびしい基準をつくっていききたい、こういう一連のことばから、決してこのとばのあげ足をとるわけじゃありませんけれども、やはり響灘は相当汚染されるおそれがあるという観点に立ってきびしい基準を考えておられるということだと思っておりますが、工場排水の水質調査の内容を発表していただきたい。この場で思いますが、この点はどうか。また、いま私がきのうの答弁からよほど工場排水がひどいのではないかと、このように感じますが、その点についてはどうか。私たちが、福岡県は最近県衛生部は非常によく内容をすみやかに発表されるわけですけれども、どうも通産省、経産庁関係は発表をされないわけですから、これに対して私たちがはどうしようがなくて、党自体で相当な金を使いまわすから採水をし、みずから海の中にもぐってヘドロを取り上げて、そして委員長以下全員で分析を依頼し、その調査がされておりますし、また近々出る予定であります。相当私たちがやった分ではひどいわけですが、したがって、この工場排水の水質調査はしておるといって、この工場排水の水質調査はしておるといって、その内容が発表をきくうはなさっておりますが、その内容が発表

表でこのように思いますが、いかがでしょうか。○説明員(西川喬君) 昨日響灘の調査の問題に關しましてお答え申し上げましたのは、響灘を調査してないかという御質問でございましたので、響灘の海域の中の水質調査は洞海湾の出口の洞海湾からの影響があるところ分についてだけしか調査しておりませんので、さらに先のほうは調査しておりませんということでございます。

それから工場分については調査していませんとお答え申し上げましたのは、現在響灘に面して工場が立地しておりますのは、今回指定水域にしようと考えておりますところは、戸畑の地先の一部分だけでございます。戸畑の地先の立地しております新日鉄の戸畑、それから洞海湾並に触媒化学、この三者につきましては、洞海湾内に排水をしております工場と同じように工場排水の調査をいたしておりますわけでございます。それ以外に現在直接響灘に汚水を出しております汚水もございませぬので、その三者のデータ並びに洞海湾内に出しておりますデータ、それが響灘のほうにも間接的に影響するわけでございますけれども、その洞海湾のほうから出ました分の影響は湾口で押えております汚濁源がカットされればそれに伴いまして洞海湾口の分も現状よりもきれいになる、カットされていく。それによりまして、現在の響灘を現状よりよくなります。このように観点を響灘そのものにつきましては海水の調査なくして基準設定には支障はない、このようにお答えしたようなわけでございます。洞海湾内に現在戸畑のところの一部響灘に直接出しております各工場データのつきましては、これは前々から委員会においてもお答え申し上げておりますように、現在水質基準が設定されます前の事前の調査でございまして、工場側の協力を得た調査でございますので、データの公表はいままでの経緯から見まして、差し控えたいとお答えしているようなわけでございます。今後この水質基準が設定されま

て、現在の排水量等をもとにしまして、どれだけカットしたらよいかということ指定水域になりますと、基準がきまるわけでございますが、基準がきまりますと、それに法律的な義務が生じますので、今後は監督のため排水口の立ち入り調査も当然できるわけでございます。その立ち入り調査の結果、その他については、今後はこういう基準に対してこのような状況であるというようなことにつきましてのデータの公表というものは、これは法律に基づいてでも調査できるわけですから、支障ないと、このように考えております。

○内田善利君 響灘も水域に入るなら響灘に面して工場がたたくさんあるわけですから、これらのやはり工場排水も調査の上、水域指定にされたほうがいいんじゃないかと、このように思うわけですが、データなしで規制をしていきたくないという話ではきびしい規制をしていきたくないという話ですが、やはり響灘のほうも調査に基づいた科学的な水域指定をしていただきたい、いまのお話と有明海における八地点の資料不足のために、厚生省としては要観察地域にまだできないというのと矛盾するような思いがするわけですが、そのような調査をしていただきたい、こう思います。と同時に、洞海湾の中の状況ですが、奥洞海湾はPHが一だつたんです。私たちが手をつけていますと、指の爪のこのうしろのところがつく痛くなるわけですね。そういうPHが一といたたら試験管の中ではもう強酸なわけですが、非常に強い酸で洋服なんかかけたらぼろぼろになるほどの強い酸なわけですが、それが海なんです。ピーカーと海と同じである、そのように私たちは感じたわけですが、そして非常に熱い、温度が高いわけですが、そういう洞海湾自体が実験室の中のピーカーと、試験管と同じような状態になっているということをお聞き、それからもう名前をいいますけれども、三氯化成の排水口から一メーター出たところの海水の調査をし、ヘドロの調査をしたわけですが、その実験データが久留米大学の分析でございまして、果衛生部にお願したら、人員不足のためにできないと

いうことで、やむを得ずと申しますか、久留米大学に依頼したわけですが、これがいままで海水からは検出されなかった水銀が〇・〇三四二PPM出ているわけですが、あるいは同じ排水口のメーターのところでもシアンが〇・二二・五PPM、あるいはカドミウムが〇・〇三四PPM、みな環境基準をオーバーしているわけですね。だから先ほどPHが一であった。ものすごい強い酸であるということなどから、よほど工場はひどい排水を出しているのじゃないか。なるほど経産省や通産省でこの排水の状況を発表できない理由がその辺にあるのかなあと疑いたくもなるようなデータが出るわけですが、したがって、また海の状態見ましても御存じのとおりでございます。まあ悪い臆測を発表がないためにするわけですが、この点はどのように考えられているのかお伺いしたいと思っております。

○説明員(柴崎芳三君) 洞海湾の工場排水につきましては、当委員会におきましてもしばしば強い御指示がございまして、通産省としても非常に慎重にかつ厳格にその後の推移を見守り、かつ指導しているところでございますが、前々回の当委員会であったかと思っておりますが、無警告の調査をやらなければ実態はつかめないのではないかとこの御指示がございまして、実はそれに基づいて七月二十一日に特にシアンにつきまして無警告の調査を実施して見たわけでございますが、これは新日鉄化学をはじめとしてシアンの関係で問題になっております六社につきましてそれぞれ排水口を調査いたしました。その結果は大きい値、一番大きい値で〇・六PPM、一番小さい値では〇・一PPMというところで、排水口におきます指導基準のPPMに比較いたしますと、これはいずれもそれを下回っている、こういう実績が出てまいりました。それから特に三氯化成について問題があるということが各方面で指摘されましたので、三氯化成につきましては特別にカドミウム、砒素、総水銀、シアン等については九月十四日に会社と通産局共同で排水口の点検もやってみました。

現在水質基準が設定されます前の事前の調査でございまして、工場側の協力を得た調査でございますので、データの公表はいままでの経緯から見まして、差し控えたいとお答えしているようなわけでございます。今後この水質基準が設定されま

て、現在の排水量等をもとにしまして、どれだけカットしたらよいかということ指定水域になりますと、基準がきまるわけでございますが、基準がきまりますと、それに法律的な義務が生じますので、今後は監督のため排水口の立ち入り調査も当然できるわけでございます。その立ち入り調査の結果、その他については、今後はこういう基準に対してこのような状況であるというようなことにつきましてのデータの公表というものは、これは法律に基づいてでも調査できるわけですから、支障ないと、このように考えております。

○内田善利君 響灘も水域に入るなら響灘に面して工場がたたくさんあるわけですから、これらのやはり工場排水も調査の上、水域指定にされたほうがいいんじゃないかと、このように思うわけですが、データなしで規制をしていきたくないという話ではきびしい規制をしていきたくないという話ですが、やはり響灘のほうも調査に基づいた科学的な水域指定をしていただきたい、いまのお話と有明海における八地点の資料不足のために、厚生省としては要観察地域にまだできないというのと矛盾するような思いがするわけですが、そのような調査をしていただきたい、こう思います。と同時に、洞海湾の中の状況ですが、奥洞海湾はPHが一だつたんです。私たちが手をつけていますと、指の爪のこのうしろのところがつく痛くなるわけですね。そういうPHが一といたたら試験管の中ではもう強酸なわけですが、非常に強い酸で洋服なんかかけたらぼろぼろになるほどの強い酸なわけですが、それが海なんです。ピーカーと海と同じである、そのように私たちは感じたわけですが、そして非常に熱い、温度が高いわけですが、そういう洞海湾自体が実験室の中のピーカーと、試験管と同じような状態になっているということをお聞き、それからもう名前をいいますけれども、三氯化成の排水口から一メーター出たところの海水の調査をし、ヘドロの調査をしたわけですが、その実験データが久留米大学の分析でございまして、果衛生部にお願したら、人員不足のためにできないと

いうことで、やむを得ずと申しますか、久留米大学に依頼したわけですが、これがいままで海水からは検出されなかった水銀が〇・〇三四二PPM出ているわけですが、あるいは同じ排水口のメーターのところでもシアンが〇・二二・五PPM、あるいはカドミウムが〇・〇三四PPM、みな環境基準をオーバーしているわけですね。だから先ほどPHが一であった。ものすごい強い酸であるということなどから、よほど工場はひどい排水を出しているのじゃないか。なるほど経産省や通産省でこの排水の状況を発表できない理由がその辺にあるのかなあと疑いたくもなるようなデータが出るわけですが、したがって、また海の状態見ましても御存じのとおりでございます。まあ悪い臆測を発表がないためにするわけですが、この点はどのように考えられているのかお伺いしたいと思っております。

○説明員(柴崎芳三君) 洞海湾の工場排水につきましては、当委員会におきましてもしばしば強い御指示がございまして、通産省としても非常に慎重にかつ厳格にその後の推移を見守り、かつ指導しているところでございますが、前々回の当委員会であったかと思っておりますが、無警告の調査をやらなければ実態はつかめないのではないかとこの御指示がございまして、実はそれに基づいて七月二十一日に特にシアンにつきまして無警告の調査を実施して見たわけでございますが、これは新日鉄化学をはじめとしてシアンの関係で問題になっております六社につきましてそれぞれ排水口を調査いたしました。その結果は大きい値、一番大きい値で〇・六PPM、一番小さい値では〇・一PPMというところで、排水口におきます指導基準のPPMに比較いたしますと、これはいずれもそれを下回っている、こういう実績が出てまいりました。それから特に三氯化成について問題があるということが各方面で指摘されましたので、三氯化成につきましては特別にカドミウム、砒素、総水銀、シアン等については九月十四日に会社と通産局共同で排水口の点検もやってみました。

現在水質基準が設定されます前の事前の調査でございまして、工場側の協力を得た調査でございますので、データの公表はいままでの経緯から見まして、差し控えたいとお答えしているようなわけでございます。今後この水質基準が設定されま

て、現在の排水量等をもとにしまして、どれだけカットしたらよいかということ指定水域になりますと、基準がきまるわけでございますが、基準がきまりますと、それに法律的な義務が生じますので、今後は監督のため排水口の立ち入り調査も当然できるわけでございます。その立ち入り調査の結果、その他については、今後はこういう基準に対してこのような状況であるというようなことにつきましてのデータの公表というものは、これは法律に基づいてでも調査できるわけですから、支障ないと、このように考えております。

○内田善利君 響灘も水域に入るなら響灘に面して工場がたたくさんあるわけですから、これらのやはり工場排水も調査の上、水域指定にされたほうがいいんじゃないかと、このように思うわけですが、データなしで規制をしていきたくないという話ではきびしい規制をしていきたくないという話ですが、やはり響灘のほうも調査に基づいた科学的な水域指定をしていただきたい、いまのお話と有明海における八地点の資料不足のために、厚生省としては要観察地域にまだできないというのと矛盾するような思いがするわけですが、そのような調査をしていただきたい、こう思います。と同時に、洞海湾の中の状況ですが、奥洞海湾はPHが一だつたんです。私たちが手をつけていますと、指の爪のこのうしろのところがつく痛くなるわけですね。そういうPHが一といたたら試験管の中ではもう強酸なわけですが、非常に強い酸で洋服なんかかけたらぼろぼろになるほどの強い酸なわけですが、それが海なんです。ピーカーと海と同じである、そのように私たちは感じたわけですが、そして非常に熱い、温度が高いわけですが、そういう洞海湾自体が実験室の中のピーカーと、試験管と同じような状態になっているということをお聞き、それからもう名前をいいますけれども、三氯化成の排水口から一メーター出たところの海水の調査をし、ヘドロの調査をしたわけですが、その実験データが久留米大学の分析でございまして、果衛生部にお願したら、人員不足のためにできないと

いうことで、やむを得ずと申しますか、久留米大学に依頼したわけですが、これがいままで海水からは検出されなかった水銀が〇・〇三四二PPM出ているわけですが、あるいは同じ排水口のメーターのところでもシアンが〇・二二・五PPM、あるいはカドミウムが〇・〇三四PPM、みな環境基準をオーバーしているわけですね。だから先ほどPHが一であった。ものすごい強い酸であるということなどから、よほど工場はひどい排水を出しているのじゃないか。なるほど経産省や通産省でこの排水の状況を発表できない理由がその辺にあるのかなあと疑いたくもなるようなデータが出るわけですが、したがって、また海の状態見ましても御存じのとおりでございます。まあ悪い臆測を発表がないためにするわけですが、この点はどのように考えられているのかお伺いしたいと思っております。

○説明員(柴崎芳三君) 洞海湾の工場排水につきましては、当委員会におきましてもしばしば強い御指示がございまして、通産省としても非常に慎重にかつ厳格にその後の推移を見守り、かつ指導しているところでございますが、前々回の当委員会であったかと思っておりますが、無警告の調査をやらなければ実態はつかめないのではないかとこの御指示がございまして、実はそれに基づいて七月二十一日に特にシアンにつきまして無警告の調査を実施して見たわけでございますが、これは新日鉄化学をはじめとしてシアンの関係で問題になっております六社につきましてそれぞれ排水口を調査いたしました。その結果は大きい値、一番大きい値で〇・六PPM、一番小さい値では〇・一PPMというところで、排水口におきます指導基準のPPMに比較いたしますと、これはいずれもそれを下回っている、こういう実績が出てまいりました。それから特に三氯化成について問題があるということが各方面で指摘されましたので、三氯化成につきましては特別にカドミウム、砒素、総水銀、シアン等については九月十四日に会社と通産局共同で排水口の点検もやってみました。

すが、岸壁から百メートルのところ、十メートルのところ、さらにコークス岸壁から百メートルの沖というような各種の地点でいろいろ調査をやつてみた。その結果、カドミウムにつきましては〇・〇九PPMという数値を得ております。それから砒素につきましては〇・〇七四PPMということでございます。現在の環境基準がカドミウムにつきましては〇・〇一、したがって排出口におきましては〇・一PPMというような基準になっておりますし、それから砒素につきましては環境基準が〇・〇五、したがって排出口におきましては〇・五というのが一応の基準になっておると思ひますが、いずれもその基準は下回つておる状況でございます。さらに総水銀につきましては〇・〇七というような値でございます。これも現在の基準から、現在の検出限界から見まして一応合格ではないかというのを確認するわけでございませう。それからシアンにつきましては三酸化硫黄については全然検出いたしてありません。

以上のような調査の結果に基づきまして、先般来われわれが指示いたしました検討項目に対する会社側の応急対策というものはほぼ完了しておるのではないかと印象を得たわけでございませう。なお恒久対策につきましては、若干の時間をかけながら目下大急ぎで設備の建設を急いでおるという状況でございます。

○内田善利君 きょうは本論は有明海でございますので、質問はこれで打ち切りたいと思ひますが、洞海湾についてはいろいろ対策も考えられておりますし、前向きな姿勢で対策がなされておると思ひますが、何といたしても発生源対策が一番重要な公害防止の対策ではないかと思ひます。その発生源対策がいままでどこの場合も非常に手おくれになっておるわけですから、その発生源対策については特に通産省にお願いしたいと思ひます。よく指導していただきたい、このように思ひます。

次に、有明海の大牟田地域について質問いたしますが、御承知のとおり、大牟田川水域は四十三

年の七月に指定水域になりました。工排法が適用されて規制されておると思ひますが、また、今年の九月に環境基準が設定されたわけですが、河川はEランクで五年以内に達成するという事になっておりますが、今回の福岡県衛生部で調査したデータによりますと、ほとんどが環境基準を上回らないにしても、工場排水規制法の基準をどこも上回つておる会社が多いように思ひます。この点について通産省はどのように指導されるのか。たとえば三井東庄化学の大牟田化学工業所の排水で、これは排水量は二万一千トン毎日です。シアンが一・八から三・一PPM検出されておる。三・一となりまして、この間もどこかの工場の計算がされておりましたが、一日にシアンが六十三キロ排水されておるといふことになるわけですね。したがって、青酸で死ぬ人数が割りますと何億という人が死ぬ。これだけのシアンが出ておることになるわけですが、それと三井金属三池製煉所の横須工場排水が二万トンパーデー、これが二・四九PPM、それから三井鉱山の三池炭鉱でPHが二・八の坑内排水として出しておつた。このような工場排水規制以上のデータが検査結果として出ておりますが、これについてどう考えておられるか。

○説明員(莊清君) 三井の化学工場のほうはあとで数字を御報告申し上げることにいたします。三井金属三池製煉所の排水の関係については申し上げませう。

御指摘のございました三池製煉所の横須工場の排水でございますが、最近設備の改善に鋭意つとめてまいつておるわけでございますが、現在本格的な完全循環方式の工事をやつておる最中でございます。これは去る七月に着工いたしまして明年三月末で約三億円の工費で工事を完了する計画になっておるわけでございますが、この完全循環方式の工事が終わりますと、排水が外へ出ないという事になりますので、すべての問題が解決するものと考へて鋭意進めておるわけでございます。なお、あの水域でノリ等に関しまして問題に

なつておるカドミウムでございますけれども、この海水中のカドミウムにつきましては、去る七月の鉱山保安監督局及び地元東市の共同調査の結果でも工場排水口基準〇・一に對しまして約その半分という数字が出ておるので、現時点においてもカドミウムについては問題がないかと存じております。

○説明員(柴崎芳三君) 三井東庄化学の実態でございますが、昭和四十四年四月から水域指定になりました。県のほうで具体的な監督も行ない、かつデータも入手してございまして、たゞいま手元に詳細なデータがないのはまことに恐縮でございます。四十四年の十一月に調べました結果では第二排水口でフェノール、シアンとも基準をオーバーしておるといふ事実がはつきりしてございまして、先生御指摘の点が確かに存在しておつたのでございませう。県のほうで活性汚泥法その他の処理施設の運転管理を十分にやらないといふことでさつそく強い勧告をしたわけでございませう。本年一月さらにその結果をいろいろ調べました結果、第二排水口においてもほぼ基準に近い値を得ておるといふ報告ももらつておるわけでございませう。が、なお最近の状況につきましては現在データを取り寄せておるので、また後刻御報告申し上げます。

○内田善利君 古いデータでいま答弁がございましたが、これは福岡県の衛生部でサンプリングしたのは五月十九日です。そして十月六日に県衛生部で発表しておるわけですが、これによりまして、大牟田川三地点で環境基準以上カドミウムが〇・一PPMです。以上です。十倍以上です。それから大牟田川あるいは諏訪川でシアンが〇・三PPM、これも環境基準としてありますが、排出基準から比べれば三倍、それから溶存酸素なんかは大牟田川の河口ではゼロです。酸素はほとんどありません。それからいまも申し上げましたとおり、三井東庄化学では排水口付近で三・一、ヘッドにいたしますと、一つの例ですけれども、大牟田港の泊地で三七九PPM、これを県が〇・三七

九ミリグラムで発表したのですが、そこで問題になつたように、きのうお伺いしましたが、PPMであらわせば三七九PPMというものすごい状況です。そういった調査の上で、私たちがこゝを調査しておりますが、まだ五分の一くらいしかデータ出ておりませんが、私たちがやったのは久留米大学の分析ですけれども、やはり大牟田川の河口あるいは三井東庄化学の排水口でフェノールあるいはシアン等が、シアンは〇・二五七PPM、フェノールで四二・〇七、これは三井東庄化学の排水口付近ですけれども、四〇・一PPMというふうな、これは排出基準は一日平均フェノールは一五PPMないし最大は二〇PPM、そういう基準であります。一四〇・一PPMというふうな非常に大きな量で、ヘッドのほうも石炭酸のほうが一ぱいしてございませう。非常に汚染された地域になつておるわけですけれども、この点について一三井金属三池製煉所では全部循環式にして水を取り扱つて排水はゼロになるという事で、来年三月そうなるという事です。非常に前向きの姿勢で三億円という金を使つてやつておられるという事で、銀水工場はすべて全部そういう循環式になつておる。横須工場もそうなるという事で、企業の前向きな姿勢として私は非常に高く評価してございませう。そういうことでありますけれども、現在このような高いカドミウムあるいはシアンあるいはフェノールが出ておるといふことは、有明海のために、地域住民のために、非常に危険であると、このように思ひます。非常に危険である、このように思ひます。

○説明員(莊清君) ただいま先生御指摘の数値を拝聴いたしてございまして、私まことに恐縮し、また申しわけないと思ひ存じた次第であります。古い工業地帯でございますが、近年水域に指定されたわけでございますが、数ある工場の中で進んでおるところもあれば、また旧態依然としてどぶだと心得てなかなか改善が進まないところがあることと存じております。御指摘のありましたと

おり、企業努力ということがまず最も大切なこと
でございますので、監督権は、十一月からすべての
工場につきまして排水関係は県のほうにお願いす
ることに方針は決定いたしておるわけでございま
すが、今後とも地元にもよく協力いたしまし
て、これら大企業における排水は、全国一律にき
められておりますカドミウムその他危険物質の基
準というものがあつたわけでありまして、これを
いささかも違反しないというふうな早急に改善措
置をとらせる所存でございます。そういう方針で
まいりますのであつたらしく御猶予をいただきた
いと思ひます。

○内田善利君 まあ、安中製錬所で大気のカドミ
ウムによる汚染ということがいわれまして、私も
工場に行つてそのようなことは参考意見として申
し上げたことがありますが、その後、安中のカド
ミウムによる大気汚染以後こういつた全国の亜鉛
製錬所に対してどのような手を打つてこられたの
か、大気汚染のおそれがあるという亜鉛の製錬所
が全国に幾つあるのか、そうしてどのような手を
打つてこられたのか、まずこの点からお聞きした
いと思ひます。

○説明員(荏清君) 亜鉛製錬所の中に、鉱山保安
法の対象になつております製錬所と、それからい
わゆる独立製錬所と申しております、鉱業権者
が経営しておらないために鉱山保安法の対象に
なつていないという独立製錬所がございます。こ
れら全部含めまして、全国でたしか十五程度で
ございますが、これらに対しましては、ことしの春以
降全面的な厳重な大気関係及び排水関係の調査を
実施いたしております。独立製錬所関係につきま
しても、全部検査を一応行ないまして、工場の煙突
及び排水口の出口関係の調査は全部完了いたして
おります。その結果に基づきまして、それぞれ対策
を講ずべきところに対しましては、保安法の対象
の鉱山につきましては、法に基づいてすべ
て指示を行なつておりますし、保安法の対象にた
まなまなつていない独立製錬所につきましても、
鉱山業を所管する通産省の一般的な指導すべき立

場に基づきまして、それぞれ地元との御相談の
上で、企業に対しましてそれぞれ改善の強力な指
導を行なつて、目下工事を行なわせておる状況で
ございます。

○内田善利君 それでは鉱山保安法の適用を受け
ない独立の製錬所に対しても、鉱山保安法を適用
されて法の網にかけておられるというわけでは
ないですか。

○説明員(荏清君) 鉱山保安法の適用対象になら
ない製錬所につきましては、一般的な行政指導の
形で現に実施しておることでございます。
なお、法の対象にならない独立製錬所、全国に七
つあるわけでございますが、これを今後どうい
ふかに法律の上にて規制を厳重に行なつてい
くかという点については目下検討しておる段階
でございます。

○説明員(西川善君) 鉱山保安法の対象になつて
いない独立製錬所につきましては、カドミウムを出
すおそれのあるものにつきまして、排水関係だけ
につきましては、先般の十月五日の審議会におき
まして、全部指定水域にいたしまして基準を上げ
るということにいたしました、それによりまして
排水関係につきましては、水質保全法の体系に乗
りまして、鉱山保安法がかりませぬ独立製錬所
は工場排水規制法のほうで排水に関しては取り締
まれるような体制に持つていたわけでございます。
す。

○内田善利君 私はいまから大気汚染について質
問しようかと、こういう段取りをしておるわけ
です。水質のほうについては、いまお聞きしたと
おりですが、大気の場合、特にカドミウムを含む
重金属については、大気の排出規制などをなした
かどうか、あるいは排出規制ができないとすれ
ば、着地の状況を調査なさつたかどうか、そうい
う面をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(荏清君) 鉱山保安法の対象になつてお
るおられないにかかわらず、先ほど申し上げまし
たとおり、煙突の排出口での状況については、すべ
て検査をし、改善工事を行なわせておるところで

でございます。環境関係につきましては、これは都
道府県の御協力を得なければなりませんので、そ
の点についても実施しております。一部の県を除
きまして、すべての製錬所につきまして、環境汚
染関係の検査の結果が出ております。

○内田善利君 あそこ工場三工場とも行つてみ
たのですが、鉱石が野積みになつて、それが乾燥
して飛んでいくおそれはないかどうか。それから
バックフィルターが過去に不完全であつた、いま
はいないということですが、過去バックフィルター
が不完全であつた、そういうことから大気を通し
て土壌が汚染されているのではないかと懸念
があるわけですが、この点についてはどうなん
でしょうか。

○説明員(荏清君) 三池製錬所の鉱石の問題で
ございますけれども、実は鉱石は全部貯蔵がござ
いまして、そこに入れておきますので問題はござ
いませぬ。御指摘の原料は、神岡製錬所から三池
製錬所に製錬原料として回つてきているいわゆる
赤かすであろうと存じますが、これにつきましては
は、監督上の手落ちがあつたということ、私
こではっきりおぼわしたくないと思ひますが、
シートをかけることになつておつたにもかかわ
らず、半分ほどはシートがかかつていなかったとい
うふうな事態がございまして、これはさつそく全
部シートを十分にかける、約五万トンほどの貯蔵
をしておるわけでございます。さつそくシートを
全部によくかけるといふ指示をいたしまして、こ
れは現地においてすで行なわれておると存じて
おります。

それからあと煙突の排煙の関係でございます
が、同製錬所では四十年以降約九億円くらい排煙
の關係の公害防除施設に投資を行ないまして、
着々改善を行なつてまいつたのでございまして
が、粉じんを吸着いたしますバックフィルターと
いうのがございまして、この管理がとかく不十
分でございます。従来運転が必ずしも円滑でな
いことがあつたようでございます。この点につき
まして最近問題点として指摘いたしまして、十

分運転管理及び運轉の調整に留意するように指示
をいたしたところでございます。

なお、煙の中のSO₂でございますが、これは先生
御承知のとおり、全部硫酸工場に持つていつて硫
酸にしておりますので、問題はないかと思ひま
す。

○内田善利君 通産省には大体その程度で終わり
たいと思ひます。

農林省にお伺いしたいのですけれども、大牟田
市は五日に、汚染の疑いのある手鎌地区の四十四
年産米、政府売り渡し米は、問題になる前から食
味などの問題で農協倉庫に全部保管されたまま全
く流通していない、そのように発表しております
が、そのとおりであるのかどうか。汚染米の疑い
のある手鎌地区のお米は全部倉庫の中に凍結され
ておるといふように考へていいのかどうか、それ
からこの米はどうする予定であつたのか、また今
後どうされる予定であるか、お聞きしたいと思
ひます。

それから時間の關係でひつくるめてお伺いいた
しますが、昭和四十三年、四十二年、四十一年と
過去のこういった地区の米はどのようなルートを通
つていたかどうか、この辺をお聞きしたいと思
ひます。

○説明員(増田善平君) すでに御案内と思ひます
けれども、食糧庁におきましてはカドミウム含有
米の取り扱いにつきまして、七月の末に、まず配
給につきましては、カドミウム環境汚染要観地
域の産米の中で、農家保有玄米のカドミウム濃
度、これが一・〇PPM以上の地域の産米は配給
しないことになつております。なお、さらに要
観地域以外の産米、つまり一・〇PPM
以下の産米につきましても、これらの食品衛生上
は安全ということになつておりますけれども、消
費者の間に不安がございまして、これも配給し
ないということになつております。

で、御質問の大牟田地区のカドミウム含有米に
ついてでございますけれども、これは実は本日福
岡県の農政部の關係者が私どものところに参りま

して打ち合わせをすることになっております。したがって、県当局とも十分打ち合わせの上で、かりに要観察地域の指定になるということになりますれば、ただいま申しましたような、すでにきめました方針のつとめて必要な措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○内田善利君 その要観察地域になかなかならないような状況なので、それまでの間にどうするか、それをお聞きしたいのです。手鎌の一・〇九 PPM の保有農家は非常に不安に思っていると思うのです。そういった方々に対する補償、政府米を臨時に配給するとか、そういった手は打たれておるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○説明員(増田基平君) ただいま申しましたのは、要観察地域のお米についてでございますが、要観察地域以外のお米につきましては、県当局とか、厚生省の調査に基づきまして、たとえば検体数は少ないけれども、そういった基準をこえる保有米があるという場合には、要観察地域に準じまして、たとえば農家の希望によりますけれども、農家が配給してほしいという場合には配給の道を開いております。したがって、これも先ほど申しましたように、これから具体的には県と打ち合わせをしたいと思います。それから、配給の道は開いてまいりたいというふうに考えております。

○内田善利君 配給するのですか。交換するのですか。その辺どうなのですか。

○説明員(増田基平君) 配給いたすことにいたしたいと思っております。

○内田善利君 汚染された米はどうされるのか。○説明員(増田基平君) 汚染の程度によるわけでございますけれども、農家保有玄米のカドミウム含有量が一・〇 PPM 以上、これは配給もいたしませんし、したがって食用に供さないように、私どもの食糧事務所なり、あるいは県当局等も十分に管理いたしまして、食用以外の用途に振り向け

るようにいたしたい。それから要観察地域の中の一・〇 PPM 未満のお米につきましては、これは実は食品衛生上は安全でございますけれども、消費者の間に不安があるという観点から配給に回さない。これも同じように、それは主食用にいわゆる横流れをさせないように十分管理いたしまして、これも主食用以外の用途に振り向けようにはいたしております。

○内田善利君 いまから逐次の土壌については調査がされていくと思えます。また米についても、調査がされてデータがはつきりしてくると思えますが、いままで五十年のキャリアがありまして、いま大気のカドミウムの量は、バックフィルターやその他の施設をされて確かに少なくなってきたというように思いますが、五十年の間、やはりカドミウムその他亜鉛を出し続けた以上は、やはり土壌が汚染されていると見なければならぬのじゃないかと思えます。有明海全体がもうカドミウムで汚染されている。こういった点から、また製錬所から距離を見ましても、わずかに八地点の調査でありますけれども、近いところから遠いところに行くに従って土壌の汚染状態もだんだんだん変わっていく。それから亜鉛の含有量も、たつた八つの資料ですけれども、亜鉛の含有量とカドミウムの汚染されている含有量が比較している。亜鉛が多い地点はやはりカドミウムも多い。土壌が汚染されている地域はやはり米も同じように比例して汚染されている。わずかに八地点でありますけれども、そういった統計をとってみると、そういう状況が見られます。五十年のキャリアアを持った汚染状況でありますから、今後解明されてくるとは思いますが、そういった場合、今後農林省としては、あと作はどういうふうに指導されるのか。また有明干拓に行つてみましたが、あそこは私の目から見た場合、非常に悪く思っています。非常によく指導されているとは思いますが、米粒にしても少ない。また味を聞いてみましたら味もあまりよくない、まずいというようなお話だったので

が、こういった有明干拓がデータから見ても相当地に土壌が汚染されておるように思われますが、こういった地点についてどのように考えておるか。私は端的に言つて、その辺こそ工場地帯にしたいのじゃないかと思つたのですけれども、ああいう地帯をそのまま法に基づいて八年間あのような米をつくっていくのか。その辺のことを農林省にお伺いをして、次に移りたいと思つております。

○説明員(増田基平君) 先ほどの私の説明にも関連するわけでございすけれども、要観察地域に指定されまして、そして、玄米のカドミウム汚染度、これが一・〇 PPM 以上になるというようなところにつきましては、これは今後ともお米をつくらせていくのは妥当ではないというふうに考えられますので、そういう地区につきましては、たとえばほかの県の例でございすけれども、安中では、富山でございすとか、これらにつきましてはそういう調査結果等はつきりいたしておりますので、お米以外あるいは食用以外の農産物に切りかえるなり、あるいはいま先生がおっしゃいましたように、そういう工場敷地等、適当なところがあれば、そういうところをいわゆる転作といひますか、転用するように指導はいたしておりますし、もし、いま御質問の地点地域につきましても、そういう事実が合致いたしますれば、そのような転作なりあるいは転用、そういうことも検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長(上野秀男君) ここで、先ほどの三井東庄の調査内容について、柴崎公実部長のほうから報告をお願いします。

○説明員(柴崎芳三君) 報告がおります。まことに申しわけございませんが、先生御指摘のとおり、四十五年九月十九日に調査したデータがございまして、三井東庄大牟田につきまして、シアンでこれは排水口が二つございすますが、ナンバーワンの排水口で一・八、ナンバーツーの排水口で三・一 PPM という数値が出ております。で、これは県が調査し、かつ県が分析した結果でござ

いす。現在の分析方法によりますと、たとえば塩素とかあるいは硫化物が若干でも入つておりますと、だいたひ値が大きく出る性質がございすので、その点、県の分析方法について県自身が検討中という報告を現在もらつておるわけでございます。この当時、会社が同じ地点で、同じ排水口で、同じ分析をやりました結果、会社側の数値は第一排水口で〇・〇五、それから第二排水口で〇・三九 PPM という数値が出ておりました。これは分析方法として、県のほうはチオシアン酸法という方法を使ひまして、会社のほうはピリジンピラゾン法という方法を使ひまして、方法の違いによつての誤差というものもあるわけでございますが、その辺の実態を究明するために、いま県で検討しておるといふことの報告がまいつております。

ただ、いずれにいたしましても、こういった数値が出るということ自身、非常に問題でございすので、通産省としては強くこの点の改善を指導しておるわけでございますが、御承知のように、本年二月に福岡通産局と福岡の飯山保安監督局、並びに福岡県、大牟田市と、四者で委員会をつくらせまして、総合的な検討を行なわせておりました。八月にはさらにしゅんせつ問題とあわせまして、この四者で大牟田川浄化対策打ち合わせ会というものを結成させて、いろいろしゅんせつについても検討を行つております。

で、基本的にはこの地区の六社をまとめまして、五社に若干の会社を追加いたしました。特別都市下水路を建設いたしました。それによつて総合的な浄化装置をつくるということがきめ手になるような状況でございすので、その施行者である大牟田市ともよく打ち合わせしておるわけでございますが、予算の関係その他でまだこの都市下水路の建設計画は具体化しておりません。それと並行いたしまして、もし特別都市下水路ができなければ、この六社が協同いたしました。六社自身で三井東庄大牟田工場の敷地内に総合的な浄化装置をつくりまして、六社の水を全部そ

で浄化するというような計画もございまして、その両者を現在比較検討いたしまして、できるだけ早い時期にそういう形の総合的な対策で対処したい、かように考えておる次第でございます。

○内田善利君 次は厚生省にお聞きしたいと思います。六日、福岡県衛生部で住民の疫学調査を発表しております。これは漁民の三十一人について調査しているわけですが、尿の排出量で女性で一名一九・六マイクログラム、一日ですね。それから一三・四マイクログラム。この二人が要観察地判定の目安としての一三マイクログラムを上回っているわけですが、三十一人で結論を出される予定なのか。私は漁民は当然ですけども、やはり農家のほうも疫学調査をすべきではないか。この人たちの食生活ということを考慮に入れた上で調査すべきではないかと、このように思うわけです。したがって、水の点も——飲み水です。井戸水にしても、水道にしても、やはりこの汚染地域から流れてくると、——諏訪川上流のダム等、そういったところから流れてくるところを考えると、やはり水道水も調査すべきじゃないか。そして、どこの米を食べているかというふうなことからやはり疫学調査をすべきではないか。その結果結論が出るのではないかと、このように思うのですが、まずこの点についてお伺いしたい。

○説明員(曾根田郁夫君) いま御指摘の三十一名の尿中カドミウムの分析結果につきましては、私どもとありあえず電話でその数字を承知したのでありますけれども、いまお話しのように、一三マイクログラムをこえる数値もございまして、平均いたしまして一リットルに直してあれいまして、九マイクログラムをやや下回るといふふうに聞いております。それで、実は要観察地域の指定のいわば一つの基準になっておりますのは、従来一日成人の平均カドミウム摂取量〇・三ミリグラムということになっておりますけれども、今度そのほかに、最近尿中の一リットル中のマイクログラムとして九マイクログラムというものの、このいずれかの基準に該当すれば要観察地域の指定

ということになるというふうになっておりますけれども、三十一名の平均値が九マイクログラムをやや下回るということになりますと、形の上ではちょっとこれに該当しないわけでございますが、平均摂取量の〇・三ミリグラムか、いずれかの要件を満たせばいいわけでございますから、先般も申し上げましたように、この米等の検体が非常に少なく、二、三十ばかり早急によこしてもいいというのを県に申し出、県はできるだけ急いでということでございますので、その結果を見まして所要の措置を講じてまいりたいと思っております。

○内田善利君 有明海についてお聞きしたいと思っております。有明海については福岡県の衛生部、あるいは久留米大学などで赤貝のかん詰めの中に相当のカドミウムが検出されたわけですが、さらに佐賀におきましても、赤貝に検出しておるし、また長崎でもいま調査中ということでございます。なお、ノリにつきましても、福岡県の衛生部でやっておりますし、また佐賀でもノリについては発表しておりますが、また長崎でも諫早湾その他のノリについて発表しておりますが、いずれも大体同じような状態でありまして、特に福岡県の衛生部でやったのよりも佐賀、佐賀の検出量よりも長崎というように、このカドミウムの汚染が多くなっているわけですが、最近佐賀大学の農学部食品製造学教室の榎本則行博士からお伺いしたデータですけれども、赤貝が有明海では四・三から八・一五PPM、多いのになりますと八・一五PPM。それから、これは非汚染地区として豊前海が〇・四から〇・五二PPM。中共産ということですが、これが〇・九二から九・一二PPM、これは非常に多いわけですが、どういふわけか私にもよくわかりませんが、いずれにしても有明海の赤貝と非汚染地区の豊前海の赤貝とを比べた場合に、はるかに有明海のほうと同じ榎本博士が分析した結果、このようにカドミウムで汚染されておるといふことがわかっております。このデータは最高と最低だけしか教え

てくれなかったわけですが、今月中旬にはシンポジウムで発表するということをおっしゃられたが、私はこのデータから佐賀の大学の発表が福岡よりも多いとかどうとかいうことじゃなしに、非汚染地区と有明海の赤貝と比較した場合に、有明海のほうは最低が四・三四で、最高が八・一五、豊前のほうは〇・四一から〇・五二、こういうことを思っています。やはり有明海の赤貝は確かに汚染されておると、こういうふうにおっしゃるわけですが、有明海の潮流、それから海流、そういったものをあちこち聞いて調査してみたいので、すけれども、気象庁も海上保安庁も通産省もこういうことについてはあまり調査されていないように思います。非常に古いデータであります。干満の差が非常に激しい有明海でありますので、五メートルか六メートルの干満の差で東支那海を出たり入ったりしているわけですが、潮流の流れは北のほうに多く有明海に入ってきたり、同時に海流は左へ、時計の針の回り反対方向に海流が流れておる。特にこれは古いと言いましても一九六五年あたりの調査ですけれども、大牟田川から非常に螢光物質がたくさん出る。普通何でもないところでは五から六%ぐらいが通常の河川あるいは海水の螢光値だそうですが、工場排水あるいは都市排水で汚染されてまいりますと螢光値が五〇以上になってくる。大体螢光値が二〇以上あれば汚染水の混入が十分と考えられる、こういうことからいいますと、六角川が、これは佐賀県の武雄市の都市排水の影響を受けていると思っております。五〇ないし七〇%、牛津川の上流にバルブ工場があります。五八から一〇九、本庄江川と言っておりますが、ここに食品工場があります。大体四五%、沖ノ端川、これがやはり都市排水四〇%、大牟田川になりますと工場群の影響を受けて何と六五四%、このように非常に螢光物質が多量になつてくるわけですが、この螢光物質が大牟田川

かどうか、この辺はよくわかりませんが、はるかに六五四%と螢光物質が多い。その螢光物質がもう有明湾全体に広がっております。こういうデータを教えていただいたわけですが、このことから通産省にお聞きしますと、カドミウムをめぐって工場があるという程度だとお聞きしているわけですが、また土地の土壌のカドミウム含有量、検出量を見ましても、距離によってだんだん少なくなつていっている。こういうことから大体もうこの発生源の予想がつくわけですが、この発生源に対しては私はいさし指導、助言をしていただきたいと思います。このように思うわけですが、この有明海の汚染につきましては非常に心配するわけですが、昨日質問しましたときには有明海は指定水域にするのでなくて、ことしの次の国会で公害関係法案の改正案が出るので、汚染は全国一律の基準がかかるようになる、この新方式に基づいて解決に努力したいという昨日の御答弁をいただいたわけですが、次の国会でこの全国一律に設定される基準が発生源対策として実施されるのはいつごろになるのか。これをまずお聞きしたいと思うわけです。そしてそれまでに毎日の排水量から計算してみても、一体どのくらいのカドミウムがこの海に流れ込んでいるのか。私はきのうの答弁を聞きましてそんなのんきなことは言えないのではないかと、このように思ったわけですが、もっと有明海の汚染という点については早く発生源に対して防止対策を講じなければならぬのではないかと、このように思うわけですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○説明員(西川善君) 次期国会に提出いたします法案の成立の日のめどでございますけれども、私といたしましては法律施行と同時に、いまのところ全国一律基準と申しますのは政令で定める予定に考えておりますが、法律施行の日も、これは法律が成立いたしましたから何カ月以内で政令で定めると、一般に法律施行の日を定める政令で予定して、その何カ月をいまのところではどんなに

りますが、まだ厚生省としての一応の案というところまで実は固まっておりますので、むしろ公害部の部内の一応のたつき台程度で検討を行なっているわけでございますけれども、お尋ねのそのおまな内容といたしましては、幾つかございませけれども、おまな点を申し上げますと、一つは現在この大気汚染の規制につきましては、地域指定というものを設けてまして、それに排出基準を適用するというやり方になっておりますけれども、まずこの地域指定を一応きめまして、全国的に規制の網をかぶせてはどうであろうか。それから、きょうもいろいろ御議論のございましたとえばカドミウムあるいは弗化水素、いろいろそういう有害物質がございまして、カドミウム等については、ばい煙の中が含まれて、大気汚染するような場合もございまして、現在ばい煙として法律が規定しておりますのは、硫酸酸化物とすすその他の粉じんというところで、そういう種類に特定されております。それを場合によれば、政令で、そういうものは今後いろいろ問題が出てきた場合に政令でそういう対象を追加できるようにする必要はあるんじゃないか。それから、弗化水素の例で申し上げたのでございませけれども、現在こういうものは特定有害物質という規定がございまして、これは政令で二十八種ほど定めておりますけれども、その特定有害物質の規制を行なっておりますが、その規制は実は事故が起きました際に規制をするという事後的な規制でございまして、ところが弗化水素等製造工程の中で発生するようなものもございませので、やはり特定有害物質のうち、ある種のものについては事故のみにとどまらず、常時規制の対象にする必要があるんじゃないか、そういうようなことでひとつ改正を考えた。それから、現在大気汚染の程度が非常に著しい場合に、都道府県知事に所要の勧告等の措置の権限を認めておりますけれども、これをもう少し強化する必要はあるんじゃないか、総じてそういう規制権限の強化が必要ではないか。それから、これはたしか先生から以前お尋ねがあったと思うんですが、野

積みの材料置き場とかそういうものの粉じん、そういうものは現在の粉じんは燃焼過程に伴う場合しかとらえておりませんけれども、そういうものを規制する必要があるんじゃないか、場合によればそういう規制は何といひますか、保管基準といひますか、そういうような形で規制することはどうであろうか、大体以上のような点がおもな事項でございませけれども、そのほか申し上げるまでもなく、公害対策基本法のほうで、いわゆる経済発展との調和事項ということが問題になっておりまして、これは大気汚染防止法についても共通の問題でございませので、当然それに見合った改正が必要であるというふうに考えております。

○須藤五郎君 私に聞くと、第二の、地域指定制を廃止すると、全国的に網をかけると、ただし網をかけて規制していく場合に、数段階に分けて、必要に応じて条例で乗せしていくんだと、こういうことが考えられているように聞いておるんですが、そういうことを事実考えていらっしゃるのかどうかです。

○説明員(曾根田都夫君) 一応これはある基準は法律なり政令である幅といひますか、そういうものは必要かと思ひますけれども、そのワケ内の上積みについては、必要な場合には考えていってほしいんじゃないかというふうに考えております。

○須藤五郎君 ここでほくはきちんとしておきたいのは、その汚染地域を数段階に分けてやっていくということですね。それはどういうことを意味するんかということですよ。

○説明員(曾根田都夫君) 御承知のように、現在のこの法律に基づく特定地域が三十五あるわけでございますけれども、この地域はそれぞれ汚染の度合いに応じて、八段階に分けてございまして、それぞれその汚染の度合いに応じて非常にきびしい排出基準から、ゆるいといひますか、そういう八段階ごとの基準を実は設けているわけですね。今度いわれる指定地域を廃止いたしましたして、全国一律の基準ということになるわけでございますけれども、

も、しかし、たとえば全国一律に共通の最小限度の基準を設けて、その上に積み出すということには、やはり現状からいっていかかであるか、むしろやはりその全国一律の基準そのものを、そういう段階的な基準にする必要があるんじゃないかというふうな考えられているわけですね、しかし、その場の場合でも段階的に汚染の程度に応じていわれる一律の基準をつくる場合、その場合でもまたそれぞれ一定の限度内において、その上にプラスチックで知事さんが規制を強化するとかいう余地は残してもいいんじゃないか、そういう考えでございませ。

○須藤五郎君 東京都は三年という期限を切つて、三年以内に規制をちゃんとこちらのやつたところまで下げるといふことですね。三年間という期限をつけていると思うのです、東京都はところが国のほうは五年間ということなんでしょう、現在、それで今後規制をつけると、三年でやるところもある、五年でやるところもあるというふうな、そういうふうな段階をつけていくのか、それとも含有量、排出量のほうで排出基準に段階をつけていくのか、それとも地域的に段階をつけていくのか、その点どうかと思ひますが、私たちがとしてはこんな一一律にして一日も早くやるようにしたほうが合理的じゃないかと思ひます。

○説明員(曾根田都夫君) いまの三年あるいは五年というものは、法律の規制というよりは環境基準の達成期間として一定の期間を置いてございまして、それに見合うように法律に基づく排出基準を具体的に定める際には、その達成が当初期間よりできるだけ早く達成できるように基準をつくりまして、所要に応じてときどきその見直しをやりまして、実際に応じて基準そのものを強化していくわけですね、ですから今度の法律改正にな

りまして、環境基準は従来のように国が一本で環境基準として全国一律に適用されるわけですが、それを個々に具体的に規制する規制基準はやはり全国一律の基準とはいひながら、その一律とは地域差を考慮した一律の規制というのが必要であり、また実際的であるというふうな考えられているわけです。

○須藤五郎君 数段階に分けていくというのです、どうもぼくら不明朗な感じがするのですが、できるだけ早くしていくということが必要なんです、段階を設けていくというよりもできるだけ早くやるという方向、そういうべきだと思ひますが、段階をつけてしまおうというのはどうも納得のいかない点がある。

○説明員(曾根田都夫君) あの段階をつけるというのには、ちょっとあるいは私の説明不足だったと思ひますが、現行が地域ごときびしいものからゆるいものという、要するに入通りの規制基準をつくっていると、そういう実態はやはりそのままになりますか、多少八段階というものをどういう整理をするかの問題でございませけれども、やはりそういう地域に応じた規制は必要ではないか。ですから段階というより地域に応じた規制、これは排出基準でございませから、これは直ちに適用になるわけで、その基準に合わない場合は、知事の改善命令とかあるいはゆるい標短命令なんかも課するわけですから、そういう考えでございませ。

○須藤五郎君 またちょっとわからぬから尋ねますが、地域について排出基準に格差をつけていくということなんでしょうか。そうじゃないと、そういう意味ですか、あなたのいまおっしゃったのは、○説明員(曾根田都夫君) 結局地域をあるいは法律の別表かあるいは政令で定める地域ということ特定しまして、その地域に応じた排出基準でございませ。

○須藤五郎君 それがぼくは納得いかなないんだ。排出基準を地域に応じてきめていくというより、排出基準もやはり厳密にうんときびしくし

て、地域に応じて段階をつくっていくというよう
な、こんなやり方じゃ承でないですね。やは
り排出基準も全国一律にして、そしてそれをきび
しくするという、もちろん環境基準は全国一
律ですよ。それを地域に応じてというのは、あな
たの言うのは四日市とか川崎とか、そういうこと
は排出基準をゆるやかにして、そういうこと
と違うかな。そしていま現在何ら公害が起こっ
ていないようなところは排出基準をきびしくす
る、そういうふうな段階をつけるということと違
うのかね。地域に応じてつけるということはどう
いうことか。

○説明員(曾根田郁夫君) 現行が先ほど申しまし
たように、八段階に分けて、一番きびしいのが、
やはり東京、大阪等のように汚染度のひどいとこ
ろは非常にきびしいことをやっております。それ
から八段階に相当する地域としては仙台等がござ
いますけれども、これは東京ほどでもありません
が、だから先生のおっしゃったのとちょうど逆
になるわけでございます、いま現行やっております
のは。

○須藤五郎君 逆なら逆で、そうしたら今度せつ
かか現在きれいであるところが、そういうことの
結果またよれるという結果が起こってくる可能
性がある。それじゃあそこへ行ったら段階がぬる
いから、基準がぬるいからそこへ行こうというの
で、そっちのほうへ行っちゃうでしょう。そうし
たら現在せつかくきれいなところがそういうこと
で、また再び汚されてしまうという結果が起こ
りやしないかと思うんです。だからぼくは両方
に言えると、基準はそういうふうな地域によつて
区分すべきものじゃないというんです、ぼくは。

○説明員(曾根田郁夫君) 先生のおっしゃいまし
たのはまことにごもっともな意見でございます
て、今度、実態をいたしましては、いままです規
制のかかってない地域に規制をかけることになる
というのが改正の実態なんです。それによつても、
その場合に、初めて適用されるその他の全国津々
浦々の地帯に対する排出基準の程度をどの程度に

するかというの、確かに非常に問題だと思いま
す。たとえば、いまのいわゆる八段階に相当する
ようなものにするか、あるいはもっとゆるいもの
にするかというの、一つのあれとして考えられる
のですけれども、しかし、いま汚染されていない
だから多少それよりきびしいものでもいいじゃな
いかと、こういう意見も当然起り得るわけでは
ないかと、厚生大臣が非常に強く指示されて
おるんですけれども、国立公園等の場合はこれは
逆に一番きびしい基準をやってもいいじゃないか
というふうな問題もございまして、先生おっ
しゃったような点は十分慎重に考えてまいりたい
と思ひます。

それからそれに関連しましてもう一つ、これは
ややこまかいので恐縮でございますけれども、現
在、汚染地域の中でさらに政令で定める限度以上
の汚染の場合は特別の排出基準とするという制度
がございまして、これは工場の新設等にかぶせる
特別の制度がございまして、こういうものを場合
による活用しまして今回の改正の意義を十分な
らしめていくというふうなことを考えております。

○須藤五郎君 まあ、ぼくの言うことに、ごもっと
もだとあなたが発言したからこれ以上言う必要は
ないが、やっぱりぼくらは、環境基準は全国一律
である、それから排出基準も全国一律にして、そ
れできびしいものにしていかないと、もう日本全
土がよごれてしまうという結果を来たすから、い
まのうちに早くそういう手を打っていかなくちゃ
いぬというのがわれわれの意見なんです。だか
ら大いに慎重に考えてやってくべきだと、こう
いうことを述べておきます、意見として。

それからこれまでも企業秘密ということで汚染
数値の発表がなされないようなことがあったわけ
ですね。企業秘密ということで発表しなかつた、
これまでも。今回法改正につきまして、企業にも
常時排煙濃度等、記録義務を課すると、こういう
必要があると私は思ひます。また、国、地方公共
団体、企業の記録測定値は公表することを法改正
で明記すべきだと思ひますが、どういふふうな考

えていらつしやいますか。
○説明員(曾根田郁夫君) その点も一応検討の材
料として考えておりますが、まだ特に結論は得て
おりませんけれども、現在はいまだ煙排出者に対す
る測定記録の保存義務があるわけでございますけ
れども、先生の御指摘は、指定地域の撤廃に伴っ
て全国に及ぼし、かつ公表ということだろうと思
いますけれども、そこまでするにやむを得ない必要
があるのかどうかです。いずれにしても一つの
検討項目として考えてみたいと思ひます。

○須藤五郎君 これをやらなかつたら、ぼくは
ままでのようなことで、手ぬるいことじゃあとも
あんなたの目的も達しないし、またわれわれの
希望も達することができないと思ふんです。こ
の点大いにやはり検討して、われわれの意見も実
行に移していつてもらいたい、こういうふう
に思ひます。

それから企業に対する公害防止施設の設置義務
ですね、それを今度の法改正のときに明記する
かどうかということ。
○説明員(曾根田郁夫君) 具体的な表現はともか
く方向としては、方向としてはそういうふうな考
えで、やはり検討をいたしたいというふうな考
えでおります。

○須藤五郎君 これも私はぜひ明らかにして、企
業にこれだけの責任はとらしていかないと、企
業がずつと続いていくというふうな状態は思
ひます。
それからその次です。公害要因企業の新設、増
設、生産工程変更などは許可制にするのか。現行
は届け出制ですね。それを許可制にするのかどう
かということ。
○説明員(曾根田郁夫君) この点も前からいろいろ
の問題があるところでございまして、現在の届け
出制も実際には六十日の猶予期間を置いて、その
間所要の規制といひますか、点検を行なつたあと
でなければ設置できないというふうな規定になつ
ておりますので、この点は実態としてはあんまり

変わらないというふうな意見も実はありますけ
れども、この点は、やはり私も、方向としては
もう少し強化する方向で、関係省とも御相
談申し上げたいというふうな考えでおります。
○須藤五郎君 現在よりは強化していくというこ
とですね、許可制の方向に向いていくということ
ですか、今日と同じように届け出制でやはり終
るんですか。どうなんでしょうか。そこを明らかに
言つてほしいと思ふんです。私たちはもう日本
全国に、どここの工場にはこんな公害がある
ぞ、どここの工場は、もう全国至るところそ
ういうことは一ぱいあるんです。そういう問題
を、一々取り上げてこられても、もうこれは切
りがないですね、一年かかたつてやり切れな
い公害の発生源はあるわけですね。そうじゃ
ないの。今後、公害をなくすために、どうした
らいいかということ、われわれも考えていかな
きゃならぬ時期じゃないかと思ふんです。だか
ら、この際、こういう点を明らかにしていかな
きゃいかぬと思ふ。政府としてもそうだと思
うんです。どここの工場がこうだ、いやそれはど
うだと言つてあなたは答弁しておつても、この公
害問題は片つかないんです。だから、どうした
ら公害がなくなるかということ、そういう立場
に立つてやっていくかきかぬか、ぼくはこう
いう意見を述べてるんです。どうなの。

○説明員(曾根田郁夫君) 最終的なことの取り
扱いは、関係省庁、本部等で調整することにな
るわけでございますけれども、私どもは前々からこ
の問題につきましては、やはり方向としては許可
制のほうを望ましいという考えでおりますので、
私ども事務的考えとしては、その方向で努力いた
したいというふうな考えでおります。

○須藤五郎君 ぼくはこの問題で一つ例をあげま
すが、出光の姫路の製油所ですね。これが通産
省へ設立願ひを出して、そのとき条件をつけて
るんですよ。というのは、昭和四十五年の十月、脱
硫装置を完成して、その晩、操業に入ると、こう
いうあれを出してらるんです。おそらくそれを見

て通産省は了承したのだからと思うんですね。それで、通産省が了承したということを取り上げて、今度は兵庫東と姫路市当局に設立を願ひ出したわけですね。それで通産省が認めるならばよからうというので、姫路市も兵庫東も了承したわけですね。そして、さあことしの、もう十月が近づいてきた六月段階ですね、どうも脱硫装置がつけられる気配がないというので、それで姫路市と兵庫東当局が立ち入り検査したので、その場について、何らついていないわけですね、脱硫装置は何らできていない。さあそこで問題になって、それは約束と違わないかということになった。そうしたら出光興産のほうから、実はことしの十月までに完成する予定でしたが、なかなか技術的にもむずかしいので再来年ですね、四十七年の三月まで待っていただきたい、こういうことなんです。それで四十七年の三月、脱硫装置ができて上がるまでの間は、低硫黄の重油を輸入して、そうしてその地域には供給することになります、こういうことを言ってきたんです。ところが、その立ち入り検査するまでに、そう言えばいいのだけれども、立ち入り検査されて初めてわかって、出光はそういうことを言ひ出した。これは明らかにぼくは詐欺行為、というところばがきつつけられども、出光はごまかして県当局や市民をだまらかして来たことだと思ひます。だから県当局はおこっているのです。市もおこっている。だから県も市もいま操業停止をこれにかけておるわけですね。そういうことが現在起こっておるのですから、そういうことのないようにぼくはやはり監督官庁として考えていかなければならぬと思うのです。それから関西電力の尼崎の発電所にも同じことがあるのです。尼崎発電所が第三発電所をつくる

初は第三ができたら第一、第二はやるつもりでおりました、しかし、電力事情が変わったためにやはり第一、第二もたかなければならぬ、こういうことになりました、こういうことなんです。これも通産省に届けたときの条件と全く違うのです。それで会社を追及すると、電力事情が変わりました、この高度成長のときに電力事情が一年で変わるとうようなことの見通しがつかないなんという、そんなばかなことはいらないとぼくは火力部長に言ったのですが、全部ごまかしてすよ。通産省に持ってくるときは、ていさいのいい文書を持ってくる。それで通産省の承認さえ得たらあとは知らぬ顔です。市民や県民をだまらかしてやっていると、これが大企業のやり方じゃないですか。今度はこの新設をする場合は、そういうことをよほど厳重にチェックしていかねばだめだと思ひます。それでなければとてやっていると

○説明員(曾根田都夫君) 具体的な問題は、何でございませうが、方向としては、今度の改正の機会に私どもの事務的な案としては、やはり全般として非常にきびしい規制、したがって知事等の規制権限も非常に強いものにしたというふうにご考へておられます。

○須藤五郎君 この点は私はいま意見として述べておきますから、その点もよく検討してほしいと思ひます。それから、これからピルの暖房用重油使用がだんだんふえてくると思ひます。亜硫酸ガスが多くなる、またピルもふえていく、こういう状態のときに、厚生省は今後使用燃料を規制して低硫黄重油の使用を義務づけるということ。それから二は、本年はとりあえず硫黄分一から一・五%の重

池を使用するよう、ビル管理者に対して行政指導をするように各府県知事に通知しておる、これに加えて排煙、脱硫装置をつけさせる必要があるのではないかと、私はそういうふうにご考へます。いま小さい、有効な排煙、脱硫装置が一部に開発されておるといふことを私は聞いておるんですが、燃料の規制強化とともに併用して実施するようにするのがよいのではないかと思ひますが、通産省当局はどういうふうにご考へられるか、ひとつ通産省の意見を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(庄清君) 御指摘のビル暖房の燃料の熱分の指導の問題でございますけれども、排煙、脱硫装置は現在火力発電所とか、あるいは製鉄工場、焙焼工程であるとか、そういうところのものを中心に開発途上にございます、ピルの暖房の場合には、先生よく御案内のとおり、そういう大型の火力とか鉄工場と違ひまして、非常にポイラーなども小型でございます。そうしてピルの地下室にすてに入つてしまつておるわけでございます、そういうところ。大体の場合になかなか敷地の面積等に余裕もございませんし、また量は少なくとも、脱硫装置からの硫黄酸でありますとか、あるいは硫黄の併産とかいふものもビルごとにござらぬ起つてくるというふうな、実際の運営上私たちがは律しがたい問題があるかと存じます。私ども通産省といたしましては、今回の行政指導措置だけで、大都市中心のビルからもくもくと出てくる暖房用のSO₂が十分解決できるというふうには実は思つておりません。何しろビルの上にもちよつと煙突が出ていて、そこから無数に出ますと逆転層の下で冬季にはこもつてしまつて、そうして非常に近距離でそういうものが重複汚染してくるといふ状態が立地的にどうしても解除できないものから、将来の方向といたしましては、実は集中暖房ということが非常に大切ではないかと思つておられます。これは北海道では札幌市、東京都でも新宿区のほうで計画がございまして、札幌市のほうは実施の段階に入つておるようでございます。そういう集中的のポイラーの大型のものをつけまし

て、そこに高い煙突を立て、そこに能率のいい煙、脱硫装置を最初からつけていく、そうして排煙をそこからできた蒸気をビル等へ供給していく。外国ではある程度あるようでございます、今後は都市の再開発というふうな見地から、むしろ前向きにそちらのほうに持っていくというところが大事なんじゃないか、あるいは過渡期におきまして、できますればさらに低硫黄の重油から出すとか、ガス、あるいは場合はよければ電気がかいうような別のまた熱源への切りかえが可能な場合はそういう御尽力もいたたく、そういうことが大切ではないかと思つておられます。なお、小型の集じん排煙、脱硫装置につきましても、まだまだ技術上の問題もあるようでございますので、通産省といたしましてはこれらのものについても大いに改善の指導も、研究の助成も行なっていくという姿勢はもちろんな変わりがございません。

○須藤五郎君 ビルの地下室で、小さい面積で脱硫装置をつけることは、それは困難かわかりませんが、それは何じやないですか、通産省当局として大いに研究を要する点じやないかと思つておられます。ビル一つを見ても非常に困難な場合があるけれども、丸の内なら丸の内、一つの暖房専門の建物を一つつけるならつけて、そこからパイプで持っていくってたくさんピルに暖房のあれを送るといふ集団暖房ですね、そういうことからやはり考えていくべきだと思つておられます。もうでなかつたらぐあい悪いね。それから小さいところは小型の脱硫装置もできておるんですから、そこでつけるという義務づけをして、そうして亜硫酸ガスの出ないようにやっていくという、こういう態度も必要でないかと思つておられます。その点やはり通産省としてぼくは検討を要する点だと思つて、今後検討をするということをご約束してもらいたいですかね。どうですか。

○説明員(庄清君) 初め御指摘になりました大型のポイラーというお話は、御答弁申し上げました集中暖房と申し上げましたが、これは北海道等では実現の段階にも来ておるようでございますか

○説明員(庄清君) 初め御指摘になりました大型のポイラーというお話は、御答弁申し上げましたが、これは北海道等では実現の段階にも来ておるようでございますか

○説明員(庄清君) 初め御指摘になりました大型のポイラーというお話は、御答弁申し上げましたが、これは北海道等では実現の段階にも来ておるようでございますか

○説明員(庄清君) 初め御指摘になりました大型のポイラーというお話は、御答弁申し上げましたが、これは北海道等では実現の段階にも来ておるようでございますか

ら、通産省では、実は日本開発銀行からそういう施設への融資ができるようにということで予算要求措置なども実はすでに講じております。こういうことは、前向きに大いに促進したいと思っております。既存のビルにありますがものについての義務づけという問題も御指摘でございますけれども、くどいようでございますが、先ほど申し上げましたとおり、大體なかなかつけにくいとか、つけてもあまり効果が出そうにないというふうなケースがむしろ多いようでもございますけれども、大気汚染の問題というのは、いろんな努力を積み重ねて、技術開発も今後前向きに対処していくということは当然のことです。御指摘の趣旨はよくわかりますので、もちろん前向きに検討いたします。

○須藤五郎君 これは、われわれ恥ずかしい思いをするわけですがね。衆参両院の議事堂ですね。ここでもやっぱりB重油というんですか、これをたいておるんです。それでSO₂が一日に〇・一九トン出ているんですね。これは、やっぱり私は国会当局にこの点を指摘してまず国会から範を示せということをお願いしようと思っておりますがね。こういう状態です。だから、こういう点はやはりできるだけ早く改めていかないと、この大気汚染というものは解決していかないと、こういうふうになりますよ。そこで厚生省にひとつお尋ねしますが、厚生省は、窒素酸化物、浮遊粉じん等の環境基準作成のための調査予算を計上していらっしゃいます。よろしくごさいますが、いつごろをめどとして基準をおつくりになるか。

○説明員(曾根田都夫君) この春の光化学スモッグ事件等を契機といたしまして、この問題が非常に緊急の問題であるということになりましたので、急遽環境基準設定の作業を進めることになりました。先般私どものほうの諮問機関であります生活環境審議会に窒素酸化物、炭化水素あるいはオキシダント等を含めました環境基準設定の専門委員会を、先生方を委嘱しまして、来週十三日に第一回の打ち合わせを行なう運びになっております。

す。できるだけ早く結論を得たいと思っておりますけれども、環境基準という点で非常にもし時間がかかるようございしましたら、場合によれば、あるいは暫定基準みたいなことでできるだけ急いでもうろうというふうにご検討しております。

○須藤五郎君 いまあなたがおっしゃったとおり、光化学スモッグの発生ですね。大気汚染の進行、複合化ということも起こってきまして、できるだけ早くそれを決定してもらいたいと思っております。それから硫酸酸化物、一酸化炭素の環境基準が、常時記録を義務づけることを基本に、万一環境基準をこえた場合には高排出量、それから高濃度の企業等に対しては操業短縮、一時停止等の措置ができるようにその権限を知事に委譲する考えはあるかないかという点。東京都ではすでにやっている問題ですが、どうですか。

○説明員(曾根田都夫君) 現行法では緊急時の措置として知事が協力要請あるいは勧告措置等という権限はございますけれども、やはりこの権限は私どもとしては方向として強化する必要があるのではないかと考えております。

○須藤五郎君 知事に対して権限を強化するよう、知事の権限を強化することが必要だ、その方向にいくということですね。私たちもその点は国民の健康を守るという立場からいって、やはり必要なことだと思っております。ですからいまもあなたが申しましたが、知事の権限を強化するという方向で検討していただいたいということですね。

それから通産省にもお尋ねしますが、九月四日石油審議会は、石油十二社の増新設を許可したのが、川崎、千葉、四日市など汚染の激しい地域に増新設する会社もあります。この増新設は現在日本の原油処理量の二三%となるということが新聞の記事にあり、またあなたのほうから出してもらった資料にもあるわけですが、通産省からいまして各社の公害防止対策は十分やられておるかどうか、こういうことなんです。

○説明員(本田早苗君) 石油精製設備の許可につきましては、一応許可の基準としていま御指摘のような点を考えておるわけございまして、保安上、公害防止上十分の配慮が払われていることが必要だということで判断をいたしております。御指摘の川崎あるいは千葉の今回の許可につきましては、地元の地方公共団体の考え方もお聞き取りいたしました。その限度において認めたいわけございまして、事前調査等の見直し等から見ましてこの程度の設備の増強については認め得るということでもやったわけでございます。ただし御承知のように、石油精製会社が設備を増設するにあたりましては、地方公共団体の長との間で協定あるいは了解がございまして、この了解の範囲内の設備として認めるという基本的な態度でございまして、先般の石油審議会の答申によりまして、四十七、八年度の増設分として今回認めたいわけございまして、これらの設備の内容については許可数量との関係で、公害防止協定の盛り込まれた内容を実現し得るかどうかを十分チェックして正式の許可証を渡すかでございます。

○須藤五郎君 それじゃ十分な確認がされなければ許可はしない、こういうことですか。

○説明員(本田早苗君) さようでございまして、協定の内容、実現する施設であるということを確認して許可するわけでございます。

○須藤五郎君 協定の内容は、どういふことですか、協定の内容をちょっとお尋ねください。

○説明員(本田早苗君) それぞれの地方公共団体との間で排出の基準等について打ち合わせておりました。その内容を実現し得る施設かどうかということを確認して許可する、こういうことでございます。

○須藤五郎君 そうすると、各社が、公害防止対策が十分であるかどうかということですね。それはどこが認定するのですか、これならだいたいぶだということはない。

○説明員(本田早苗君) 通産省として協定内容も承知の上で、その協定内容を実現し得る装置である

ということを確認して許可するということになるわけでありまして。

○須藤五郎君 すると、通産省がこの公害防止対策が十分でないというふうにご認めた場合は許可は絶対しないということですか。

○説明員(本田早苗君) その場合には、施設の増強その他を指示して条件にかなうように改善させまして、その実現を待って許可するということになりまして。

○須藤五郎君 私はここでひとつ問題にしたいのは、この大気汚染の場合に排出基準というものが非常にやかましく言われて、そして排出基準は、SO₂はどれだけとか、COはどれだけだというようなそういう基準があるわけですね。それに従って環境基準というものがありません。しかし、ある地域です。四日市、今度です。現在でも非常に四日市は困っているわけですね。堺地区でもそうなんですが、川崎でもそうですね。こういうところにいるものがある。それに見合った環境基準が現在ある。そういうものがたくさんできてきたら、そこから排出するものは非常に量がふえてくるわけですね。したがって、環境基準は悪くなっていますね。だから、私は、こういう現在問題になっているところへことさらそういう増設をするということをしては認めたくはないと思っております。もしも認めていくべきではないと思っております。もしも認めたくないという、こういう条件のもとにやっ

ていかなきゃいかぬと思うのです。現在の環境基準も私はあまりゆる過ぎると思うのです。もっと環境基準は強くないか、もう四日市ぜんそくも問題になっているときですから、いまからもうちょっときつくしなければいけない。そうなる、この間に矛盾が起こってきやしませんか、環境基準と排出基準。われわれ国民の立場に立つならば、排出基準よりもむしろ環境基準が重要なんです。われわれは、個々の工場から出る排出基準はわれわれは問題じゃないのです、ほんとう

は。環境基準さえしつかりと保たれるならば、そうじゃないですか。たくさん工場ができるというのは、環境基準が悪くなるからわれわれは問題にする。その点は、皆さんは環境基準はどうでもいいので、排出基準をきめたらそれでいいからというふうな考えでいらつしやるのかどうか。そこを、環境基準と排出基準、この関連ですね、そこをはっきりしておきたいと思ひます。

○説明員(本田早苗君) 須藤先生からしばしばその点御指摘を受けているわけですが、昨年の十二月に総合エネルギー調査会の低硫黄化対策部会で、さしあたり四十八年の要対策地域向けの重油について硫黄分をどうするべきかということを検討したわけでございます。その際、九千三百六十万キロリットルが要対策地域で消費される。これを前提としますと、平均硫黄含有量は一・二五でなければならぬ。こういうふうな答申をしたわけでございます。その後の石油の需要状況を見ますと、当初の見込み以上に消費されるという見込みでございます。先般あらためて検討し直したわけでございますが、九千三百六十万キロリットルという使用見込みは九千九百四十万キロリットルに改めるべきであるということに相なつたわけでありました。そこで、これだけの増加がありまして、一・二五では環境基準の維持が困難である。したがって、一・二〇%にまで引き下げた低硫黄燃料を供給することを実現しなければならぬ。それができるとかどうかという検討をいたしたわけでございます。一・二〇%の平均硫黄含有量の燃料を供給できるという見通しがございまして、一・二〇%を実現するというところで現在考えておるわけでございます。先生御指摘のように、使用燃料の増加があれば、硫黄含有量は低下させねばならぬということで考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、やはり環境基準というものを、これをまず尊重していくというたてまえで排出基準は動かしていく。環境基準が悪くなれば、最初の一べんきめた排出基準ももつときびしくしていく。そういうことでですね。

それで、もつと環境基準がひどく悪くなれば、操業停止も、一時操短ということも含めて、あくまでも環境基準は守っていくという、そういうことなんでしょうか、どうですか、そこは。

○説明員(柴崎芳三君) 環境基準と排出基準の関係でございますが、日本全国を分けました場合、三つのグループがあるかと思ひます。現在環境基準以下のところ、現在環境基準とすれすれのところ、現在環境基準をオーバーしているところ、その三つがあるわけでございますが、いずれの地域に關しましても環境基準というものは、行政上の目標といたしましてわれわれはその環境基準を保つことに最大の努力を払わなければならない。したがって、まず環境基準をオーバーしているところを中心にして、排出基準を強化する。これが去年の十二月にも基準を強化いたしました。今年度あるいは今年度中にさらに排出基準を強化するというような形で、できるだけ早く環境基準の達成をはかりたい。それから環境基準すれすれのところでございます。この環境基準すれすれのところは、現在オーバーしているところとは若干ニュアンスは違ひますけれども、やはり工場がふえ増設、新設が行なわれるという状況があれば、そういう状況を十分ならみ合わせた上で、基準の強化というものを考える。それから環境基準以下のところは、先ほど厚生省からも説明のありましたように、法律改正その他の方法によりましてナショナル・ミニマムの基準を新しく設けて、現在の状況でできるだけ保つと同時に、少なくとも環境基準以内には必ずおさめていきたい。そういうような形で規制基準の強化というものを実施しているわけでございます。

○須藤五郎君 現在の環境基準そのものが、ぼくはもつときびしくなければいかぬと思うのです、実際は、あなたたちのそばには、計画というのは、現在の環境基準をもとにしてきめていくと思ひます。そうすると、こんなに工場がふえてくれば、現在の環境基準をオーバーしていくのはわか

りきつたことなんでしょう。それでしよう。四日市。現在で四日市は現在の環境基準をオーバーしているのじゃないですか。そこへまたこういう工場ができれば、そうするともう環境基準はすぐくずれて、もつともつとひどくなるということとは明らかだと思ひます。だから、現在でも環境基準をオーバーしているところへ持つていくのはやめなさい、それと同時に、現在の環境基準そのものはゆるいから、もつときびしいものにしていきなさい、こういうことを私は言っておるわけですね。それでないと国民の健康は保たれませんよ、実際のところ。

それで、もう私は最後にしますが、今日やっているようなやり方では、大気汚染防止はとも私は十分にやっけていけない、こういうふうな思ひますよ。現在の大気汚染はドーナツ型ですね。広域化しているわけでしょう。しかも自動車の排気ガスがうんとこさどふえている。こういうふうないろいろなものの排気ガスが複合化しているというところは、皆さんもお認めになる点だと思ひますが、だからその周辺地域だけの問題では私はないと思ひます。周辺だけの問題ではない。やはりもつと広域的なことを考えていかなければいけません。したがって、今度新増設の場合は、もつともつときびしい基準を適用すべきである。私は、それが結論ですがね。ところが、そういうことを通産省のほうは考えていらつしやらないように受け取るわけです。だから、今日以上新増設する場合は、もつともつときびしくしていくということが一つ。それから今日の環境基準ももつときびしくしていく必要がある。どうですか、それに対して。

○説明員(柴崎芳三君) 先生御指摘の点を通産省は最大限に考えて現在いろいろ施策をやっております。と申しますのは二点ございまして、一つはドーナツ現象が目立つような過密地域につきましては、特別排出基準というものを設けて、現在の最もきびしい一般排出基準の二分の一以下の非常にきびしい数値を適用しております。それに

よりまして、新設する工場についてはそれがフルに適用されますので、先生の御懸念のあるような形をそでカットしたい。で、これは現実にこなつております。それから第二の方法といたしましては、産業公害総合事前調査という五年先、十年先を見込みまして、会社の計画を克明に取り寄せまして、その結果SO₂の程度をふえるかという点を十分勘案いたしまして、SO₂の総量をふやさないで環境基準にできるだけ近づけたいということ、生産活動並びにエネルギーの消費の量は増加するにもかかわらずSO₂の排出総量はできるだけ減らすというふうな形の指導をしております。これは法的な規制力を持った数値ではございませぬが、それぞれの工場に数値を割り当てましてそれを通産省との間で確認書という形で公開いたしました。その線に沿って会社は五年先、十年先の新増設計画を実施するというを行なつておるわけでございます。先生御指摘の点は十分われわれとしても自覚した上で努力をしておるわけでございます。

○委員長(白部秀男君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後三時二十二分散会

昭和四十五年十月二十七日印刷

昭和四十五年十月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局